

(資料編)

# 1 定期監査の実施状況

## (1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：箇所、%)

区 分			監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)	
定期 監査	普通 会計	本 庁	72	72	100.0	
		広 域 振 興 局	65	65	100.0	
		広域振興局以外の 出先機関	総 務 部	2	2	100.0
			政 策 地 域 部	1	1	100.0
			環 境 生 活 部	3	3	100.0
			保 健 福 祉 部	17	17	100.0
			商工労働観光部	8	8	100.0
			農 林 水 産 部	22	22	100.0
			県 土 整 備 部	2	2	100.0
			小 計	55	55	100.0
			<b>小 計</b>	<b>192</b>	<b>192</b>	<b>100.0</b>
	他 の執行機関等	本 庁	14	14	100.0	
		出先機関	教 育 委 員 会	87	87	100.0
			公 安 委 員 会	17	17	100.0
		小 計	104	104	100.0	
		<b>小 計</b>	<b>118</b>	<b>118</b>	<b>100.0</b>	
	<b>計</b>			<b>310</b>	<b>310</b>	<b>100.0</b>
	企 業 会 計	医 療 局	本 庁	1	1	100.0
			病 院	26	26	100.0
		企 業 局	1	1	100.0	
<b>計</b>		<b>28</b>	<b>28</b>	<b>100.0</b>		
<b>合 計</b>			<b>338</b>	<b>338</b>	<b>100.0</b>	
(参考) 平成28年度の状況			(323)	(323)	(100.0)	



(3) 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
1	予算経理一般	1	1.9%
(1)	予算経理関係の帳票の整理状況は適正か	0	0.0%
(1)	帳票の整理状況の不適當	0	
(1)	(帳票の備付けがないもの)	0	
(2)	(記録整理が不備なもの)	0	
(2)	予算の配当又は令達は適正か	0	0.0%
(1)	予算の配当又は令達の額の不適當	0	
(1)	(予算の配当又は令達の額が不適當なもの)	0	
(2)	予算の配当又は令達の時期の不適當	0	
(2)	(予算の配当又は令達の時期が遅れているもの)	0	
(3)	予算の執行は適正か	0	0.0%
(1)	予算の執行の不適當	0	
(1)	(予算の目的に反して執行しているもの)	0	
(4)	予算の流用又は予備費の充用は適正か	0	0.0%
(1)	予算の流用又は予備費の充用の不適當	0	
(1)	(予算流用又は予備費充用の科目、金額、時期又は理由が不適當なもの)	0	
(5)	予算の繰越しは適正か	1	1.9%
(1)	予算の繰越しの不適當	1	(1.9%)
(1)	(繰越しの額又は理由が不適當なもの)	1	(1.9%)
(6)	その他予算経理に関し不適當なものはないか	0	0.0%
(1)	その他予算経理の不適當	0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
<b>2 収入事務</b>		<b>19</b>	<b>35.8%</b>
(1) 調定は適正か		16	30.2%
(1) 調定の不適當		16	(30.2%)
(1) (調定を行っていないもの)		1	(1.9%)
(2) (調定が遅れているもの)		10	(18.9%)
(3) (減免措置等が不適當なもの)		0	
(4) (納入義務者を誤っているもの)		0	
(5) (調定金額を誤っているもの)		4	(7.5%)
(6) (所属年度又は歳入科目を誤っているもの)		1	(1.9%)
(7) (納期限が不適當なもの)		0	
(2) 納入の通知は適正か		0	0.0%
(1) 納税又は納入の通知の不適當		0	
(1) (納税又は納入の通知をしていないもの)		0	
(2) (納税又は納入の通知が遅れているもの)		0	
(3) (納税又は納入の通知の額等を誤っているもの)		0	
(3) 収納は適正か		0	0.0%
(1) 収納の不適當		0	
(1) (収納方法を誤っているもの)		0	
(2) (収納額を誤っているもの)		0	
(4) 現金、有価証券、収入証紙等の取扱いは適正か		2	3.8%
(1) 現金收受の不適當		0	
(1) (権限のない者が現金を收受しているもの)		0	
(2) (直接収納に係る収納金の取扱いが不適當なもの)		0	
(2) 収入証紙の取扱いの不適當		0	
(1) (収入証紙の消印がないもの)		0	
(2) (収入証紙収納額を誤っているもの)		0	
(3) (収入証紙収納額の報告を誤っているもの)		0	
(3) 過誤納金の還付手続の不適當		2	(3.8%)
(1) (過誤納金の還付手続を行っていないもの)		0	
(2) (過誤納金の還付手続が遅れているもの)		2	(3.8%)
(4) 歳入歳出外現金の取扱いの不適當		0	
(1) 歳入歳出外現金の取扱いを誤っているもの		0	
(5) 現金、有価証券の保管又は取扱いの不適當		0	
(1) (現金、有価証券の保管又は取扱いが不適當なもの)		0	
(5) その他収入事務に関し不適正なものはないか		1	1.9%
(1) その他収入事務の不適當		1	(1.9%)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
<b>3 支出事務</b>		<b>26</b>	<b>49.1%</b>
(1) 支出負担行為は適正か		0	0.0%
(1) 支出負担行為の不適當		0	
(1) (支出負担行為として整理する時期が不適當なもの)		0	
(2) (予算のない支出負担行為を行っているもの)		0	
(3) (支出負担行為額を誤っているもの)		0	
(4) (支出負担行為の内容が不適當又は不明確なもの)		0	
(2) 支出命令は適正か		25	47.2%
(1) 支出命令の不適當		25	(47.2%)
(1) (支払を行っていないもの)		1	(1.9%)
(2) (支払が遅れているもの)		8	(15.1%)
(3) (所属年度又は歳出科目を誤っているもの)		0	
(4) (債権者を誤っているもの)		0	
(5) (支出金額を誤っているもの)		7	(13.2%)
(6) (二重払をしているもの)		1	(1.9%)
(7) (報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの)		8	(15.1%)
(2) 債務の確定の確認書類等の不適當		0	
(1) (規則、要綱等に定める書類等を作成、添付していないもの)		0	
(3) 資金前渡金、概算払、前金払等の経理は適正か		1	1.9%
(1) 資金前渡金の経理の不適當		1	(1.9%)
(1) (資金前渡金の保管が不適當なもの)		0	
(2) (資金前渡精算書の提出が遅れているもの)		1	(1.9%)
(2) 概算払経理の不適當		0	
(1) (精算を行っていないもの)		0	
(2) (対象とならない経費について概算払をしているもの)		0	
(3) (概算払の時期が不適當なもの)		0	
(3) 前金払経理の不適當		0	
(1) (前金払に必要な書類を徴していないもの)		0	
(2) (前金払の根拠がないもの又は対象とならない経費について前金払をしているもの)		0	
(4) 部分払経理の不適當		0	
(1) (部分払の上限額を超えているもの)		0	
(2) (出来高の確認を行っていないもの又は不十分なもの)		0	
(4) その他支出事務に関し不適當なものはないか		0	0.0%
(1) その他支出事務の不適當		0	

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
<b>4 契約事務</b>		<b>3</b>	<b>5.7%</b>
(1) 契約方法は適正か		2	3.8%
(1) 契約方法の不適當		1	(1.9%)
(1) (契約方法の理由を付していないもの)		0	
(2) (指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの)		1	(1.9%)
(3) (相手方選定の理由がないもの又は不明確なもの)		0	
(2) 予定価格の不適當		0	
(1) (予定価格を定めていないもの)		0	
(2) (予定価格が予算額を超えているもの)		0	
(3) (算定根拠が不明確なもの)		0	
(4) (積算を誤っているもの)		0	
(3) 落札人決定等の不適當		0	
(1) (落札人の決定を誤っているもの)		0	
(2) (随意契約において理由もなく予定価格を超えた金額で契約しているもの)		0	
(4) 入札保証金又は契約保証金の不適當		1	(1.9%)
(1) (入札保証金又は契約保証金を理由もなく免除しているもの)		1	(1.9%)
(2) (入札保証金又は契約保証金の徴収額を誤っているもの)		0	
(3) (入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適當なもの)		0	
(5) 契約保証人等の不適當		0	
(1) (契約保証人の必要な契約に契約保証人を選定していないもの)		0	
(2) (契約保証人の選定が不適當なもの)		0	
(3) (履行保証契約が不適當なもの)		0	
(6) 変更契約の不適當		0	
(1) (変更契約の理由又は時期が不適當なもの)		0	
(2) 契約書の形式等は適正か		0	0.0%
(1) 契約書作成の不適當		0	
(1) (規則、要綱等に定める様式により作成していないもの)		0	
(2) (約定、契約当事者、代表者、代理人等の表示が不適當なもの)		0	
(3) (代理人の代理関係を証する書面がないもの)		0	
(3) 契約内容は適正か		0	0.0%
(1) 契約内容の不適當		0	
(1) (契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの)		0	
(4) 債務の履行確認は適正か		0	0.0%
(1) 債務の履行確認の不適當		0	
(1) (成果品の引渡しを受けていないもの)		0	
(2) (債務の履行確認を行っていないもの)		0	
(3) (債務の履行確認が不十分なもの)		0	
(5) その他契約事務に関し不適當なものはないか		1	1.9%
(1) その他契約事務の不適當		1	(1.9%)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
5	工事の執行	0	0.0%
	(1) 設計、積算、工期の設定等は適正か	0	0.0%
	(1) 設計、積算、工期の設定等の不適當		
	(1) (設計の内容が誤っているもの又は不適當なもの)	0	
	(2) (積算額を誤っているもの)	0	
	(3) (工期の設定が不適當なもの)	0	
	(4) (工事変更の理由又は時期が不適當なもの)	0	
	(2) 工事の管理は適正か	0	0.0%
	(1) 工事の執行管理の不適當	0	
	(1) (工事施工計画が不適當なもの)	0	
	(2) (工事日報、月報等の諸報告、関係法規の遵守状況等が不適當なもの)	0	
	(3) (材料試験等の実施状況が不適當なもの)	0	
	(4) (関連工事との調整が不適當なもの)	0	
	(5) (監督員の現場管理が不十分なもの)	0	
	(2) 検査の不適當	0	
	(1) (検査員、立会人又は監督員の選任が不適當なもの)	0	
	(2) (検査を行っていないもの)	0	
	(3) (検査の内容、時期、方法等が不適當なもの)	0	
	(4) (施工不良のもの)	0	
	(3) その他工事の執行に関し不適當なものはないか	0	0.0%
	(1) その他工事の執行の不適當	0	



監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
6	補助金事務	0	0.0%
	(1) 交付決定等は適正か	0	0.0%
	(1) 交付決定等の不適當	0	
	(1) (補助事業の内容が要綱、要領等に反しているもの)	0	
	(2) (交付申請書が要綱、要領等に定める様式により作成されていないもの又は添付書類が不備なもの)	0	
	(3) (補助対象経費の範囲又は算定を誤っているもの)	0	
	(4) (交付決定額を誤っているもの)	0	
	(5) (交付の条件が不適當なもの)	0	
	(6) (交付決定が遅れているもの)	0	
	(2) 完了確認は適正か	0	0.0%
	(1) 完了確認の不適當	0	
	(1) (実績報告書を徴していないもの)	0	
	(2) (完了確認を行っていないもの)	0	
	(3) (完了確認が不十分なもの)	0	
	(4) (完了確認が遅れているもの)	0	
	(3) その他補助金事務に関し不適當なものはないか	0	0.0%
	(1) その他補助金事務の不適當	0	

監査の項目及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
7 財産管理		4	7.5%
(1) 公有財産（準用財産を含む）の管理は適正か		0	0.0%
(1) 財産の取得、管理又は処分の不適當		0	
(1) (財産評価審議会の審議を要するものについて審議に付していないもの)		0	
(2) (所定の要件に該当しない財産の無償又は時価より低い価格での譲渡、貸付け等を行っているもの)		0	
(3) (行政財産を無許可で使用させているもの又は許可の条件に違反しているもの)		0	
(4) (行政財産の使用許可が不適當なもの)		0	
(5) (普通財産を契約等を行わずに使用させているもの又は貸付けの条件に違反しているもの)		0	
(6) (普通財産の貸付けが不適當なもの)		0	
(7) (隣地との境界が不明確なもの)		0	
(2) 財産管理事務処理の不適當		0	
(1) (財産の取得、処分等の報告が不適當なもの)		0	
(2) (事故報告を行っていないもの)		0	
(3) (財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの)		0	
(4) (特別の理由がなく登記が遅れているもの)		0	
(5) (所管換え、分掌換え等の手続が不適當なもの)		0	
(6) (行政財産の用途廃止又は普通財産の処分の手続が不適當なもの)		0	
(2) 物品の管理は適正か		4	7.5%
(1) 物品の取得、管理又は処分の不適當		4	(7.5%)
(1) (物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの)		1	(1.9%)
(2) (物品検収が不適當なもの)		0	
(3) (帳簿残高と現物が一致しないもの)		3	
(4) (物品分類の整理が不適當なもの)		0	
(5) (物品の保管方法が不適當なもの)		0	
(6) (占有動産の管理が不適當なもの)		0	
(7) (借受物品の管理が不適當なもの)		0	
(8) (物品出納に関する帳票整理が不適當なもの)		0	
(3) 債権の管理は適正か		0	0.0%
(1) 債権の管理の不適當		0	
(1) (債権（履行期限未到来分）現在額の報告を誤っているもの)		0	
(2) (債権管理簿に記載していないもの)		0	
(3) (督促状の発付が不適當なもの)		0	
(4) (債権保全手続が不適當なもの)		0	
(5) (債権の徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除手続が不適當なもの)		0	
(6) (差押え後、放置しているもの)		0	
(7) (収入未済に対する徴収努力が不足しているもの)		0	
(2) 不納欠損事務処理の不適當		0	
(1) (適切な処理を怠ったことにより不納欠損に至ったもの)		0	
(2) (時効により消滅した債権について不納欠損処理を怠っているもの)		0	
(4) 基金の管理は適正か		0	0.0%
(1) 基金の管理の不適當		0	
(1) (法令、条例、規則等に違反して運用しているもの)		0	
(2) (基金から生じた収益の処理が不適當なもの)		0	
(3) (基金台帳等の記録整理が不適當なもの)		0	
(5) その他財産管理に関し不適當なものはないか		0	0.0%
(1) その他財産管理の不適當		0	

合 計 53

(4) 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	
1	行政事務の執行	7	100.0%
	(1) 事務事業の執行は適正かつ合理的か	0	0.0%
	(1) 事務事業の執行の不適當	0	
	(1) (法令、条例、規則等に違反しているもの)	0	
	(2) (運営方法又は手続に適切さを欠いているもの)	0	
	(3) (決裁権限を誤っているもの)	0	
	(4) (目的を逸脱して実施しているもの)	0	
	(5) (計画的に執行していないもの)	0	
	(6) (経済的に執行していないもの)	0	
	(7) (効率的に執行していないもの)	0	
	(8) (成果が認められないもの)	0	
	(9) (社会経済情勢に適合していないもの)	0	
	(2) 執行管理体制は適正かつ合理的か	6	85.7%
	(1) 執行管理体制の不適當	6	(85.7%)
	(1) (法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	3	(42.9%)
	(2) (執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	3	(42.9%)
	(3) (職員の服務管理が不適當なもの)	0	
	(3) 許認可事務は適正か	1	14.3%
	(1) 許認可事務の不適當	1	(14.3%)
	(1) (法令、条例、規則等に違反し、適正に処理されていないもの)	1	(14.3%)
	(2) (記録整理が不備なもの)	0	
	(3) (処理日数が不適當なもの)	0	
	(4) 文書管理事務は適正か	0	0.0%
	(1) 文書管理事務の不適當	0	
	(1) (文書の整理、保管等が不適當なもの)	0	
	(5) その他行政事務の執行に関し不適當又は不合理なものはないか	0	0.0%
	(1) その他行政事務の執行の不適當	0	
	合 計	7	

## 2 定期監査の結果

監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（「指摘」）は次のとおり。

### (1) 「指摘」の内容

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号			監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分		
1	財務	1	5	1	1	予算経理一般	予算の繰越しの不適当	繰越しの額又は理由が不適当なもの	予算の繰越しに当たり、翌年度への繰越しの額が不適当なものが1件、4,149,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県警察本部	指摘
1	財務	2	1	1	1	収入事務	調定の不適当	調定を行っていないもの	補助金返還金の違約金の徴収に当たり、調定を行っていないものが12件、185,040円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部 経営支援課	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	授業力向上研修受講料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、47,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県教育委員会 事務局学校調整課	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	道路占用料の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているもの及び調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	東南広域振興局 土木部	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが2件、5,757,694円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県立農業研究センター	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	公舎料及び駐車場利用料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、75,150円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	沿岸広域振興局 経営企画部宮古 地域振興センター	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	不動産取得税の徴収に当たり、著しく遅れて調定しているものが158件、10,545,300円あったので、適正な事務の処理に努められたい。	東北広域振興局 経営企画部二戸 地域振興センター	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	海岸占用料及び河川占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものが22件、1,036,409円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	東北広域振興局 土木部	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	その他医業外収益の調定に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが1件、46,332円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立遠野病院	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	その他医業外収益の調定に当たり、債権確定後相当期間遅れて調定しているものが1件、30,888円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立二戸病院	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	生産物売払収入の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、80,640円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立千厩高等 学校	指摘
1	財務	2	1	1	2	収入事務	調定の不適当	調定が遅れているもの	公舎料及び駐車場利用料の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが1件、131,230円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立聴覚支 援学校	指摘
1	財務	2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	県営住宅使用料及び県営住宅駐車場利用料の徴収に当たり、調定すべき金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	盛岡広域振興局 土木部	指摘
1	財務	2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	東南広域振興局 土木部花巻土 木センター	指摘
1	財務	2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	その他医業外収益の調定に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが11件、261,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立磐井病 院	指摘
1	財務	2	1	1	5	収入事務	調定の不適当	調定金額を誤っているもの	その他医業外収益の調定に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが1件、124,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立中央病 院	指摘
1	財務	2	1	1	6	収入事務	調定の不適当	所属年度又は歳入科目を誤っているもの	諸経費相当額の徴収に当たり、歳入科目を誤っているものが9件、33,809円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	岩手県立宮古高 等技術専門校	指摘
1	財務	2	4	3	2	収入事務	過誤納金の還付 手続の不適当	過誤納金の還付手続 が遅れているもの	施設入所負担金の還付に当たり、還付事由発生後相当期間経過してから還付しているものが3件、56,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県一関児童 相談所	指摘

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号			監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分		
1	財務	2	4	3	2	収入事務	過誤納金の還付 手続の不適當	過誤納金の還付手続 が遅れているもの	授業料の還付に当たり、還付事由発生後相当期間経過してから還付しているものが1件、89,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立花北青雲高等学校	指摘
1	財務	2	5	1		収入事務	その他収入事務 の不適當		公舎料の徴収に当たり、徴収していないものが8件、45,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立久慈病院	指摘
1	財務	3	2	1	1	支出事務	支出命令の不適當	支払を行っていないもの	定時制課程修学資金貸付金の支出に当たり、支出していないものが6件、84,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立釜石高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	報償費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、79,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	総務部総合防災室	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが2件、240,390円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	政策地域都市町村課	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	負担金の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、18,403,680円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	農林水産部農林水産企画室	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	役務費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが3件、486,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県土整備部建設技術振興課	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	養成費の支出に当たり、債権確定後相当期間経過してから支出しているものが1件129,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	企業局	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、12,336円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給しているものが1件、90,544円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	指摘
1	財務	3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	報償費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、109,200円 あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	沿岸広域振興局保健福祉環境部	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、17,500円あったので適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	盛岡広域振興局土木部	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局農政部	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、33,074円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、42,692円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立岩泉高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より多く支出しているものが1件、43,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立住田高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	委託料の支出に当たり、支出すべき金額より多く支出しているものが1件、933,120円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡みたけ支援学校	指摘
1	財務	3	2	1	5	支出事務	支出命令の不適當	支出金額を誤っているもの	旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが51件、51,775円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡とたん支援学校	指摘
1	財務	3	2	1	6	支出事務	支出命令の不適當	二重払をしているもの	需用費の支出に当たり、二重払いを行っているものが1件、72,110円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局土木部	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不適當	報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	分俸手当の支給に当たり、支給していないものが3件、170,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立久慈病院	指摘

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号				監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分	
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの	通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件65,655円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立二戸病 院	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの	期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、80,797円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	宮古教育事務所	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの	通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 2件、233,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立前沢高 等学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの	通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、37,275円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立北上翔 南高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの	通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、121,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡商 業高等学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの	勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているもの が3件、124,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡み たけ支援学校	指摘
1	財務	3	2	1	7	支出事務	支出命令の不 適当	報酬、諸手当、賃金、 報償費等の額の決定 又は算定を誤っている もの	勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが 1件、38,985円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立視覚支 援学校	指摘
1	財務	3	3	1	2	支出事務	資金前渡金の経 理の不適当	資金前渡精算書の提 出が遅れているもの	資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものが あったので、適正な事務の執行に努められたい。	盛岡広域振興局 保健福祉環境部	指摘
1	財務	4	1	1	2	契約事務	契約方法の不 適当	指名競争入札又は随 意契約の要件に該当 しないもの	設備修繕工事の契約に当たり、見積合わせとするべきものを特命随意 契約としているものが1件、299,991円あったので、適正な事務の執行に 努められたい。	沿岸広域振興局 経営企画部宮古 地域振興センター	指摘
1	財務	4	1	4	1	契約事務	入札保証金又は 契約保証金の不 適当	入札保証金又は契約 保証金を理由もなく免 除しているもの	県営建設工事の契約に当たり、契約保証金を免除することができない にもかかわらず、免除しているものが1件あったので、適正な事務の執行 に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善 が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因す ると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発 防止に努められたい。	岩手県警察本部	指摘
1	財務	4	5	1		契約事務	その他契約事務 の不適当		工事の随意契約に当たり、提示した見積条件が不十分であったため、 契約の相手方の決定に適正を欠くものがあったので、適正な事務の執行 に努められたい。	岩手県立水沢農 業高等学校	指摘
1	財務	7	2	1	1	財産管理	物品の取得、管 理又は処分の不 適当なもの	物品の取得、管理又 は処分の手続が不適 当なもの	物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが4件、 376,056円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉子ども 子育て支援課	指摘
1	財務	7	2	1	3	財産管理	物品の取得、管 理又は処分の不 適当	帳簿残高と現物が一 致しないもの	物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつた ので、適正な事務の執行に努められたい。	秘書広報室秘書 課	指摘
1	財務	7	2	1	3	財産管理	物品の取得、管 理又は処分の不 適当	帳簿残高と現物が一 致しないもの	物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつた ので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部 ものづくり自動車産 業振興室	指摘
1	財務	7	2	1	3	財産管理	物品の取得、管 理又は処分の不 適当	帳簿残高と現物が一 致しないもの	物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあつた ので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立花巻北 高等学校	指摘
2	行政	1	2	1	1	行政事務の 執行	執行管理体制の 不適当	法令、条例、規則等 に基づく手続を行って いないもの	公用車の運行に当たり、法定の検査を受けずまま運行しているものが あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県土整備部県土 整備企画室	指摘
2	行政	1	2	1	1	行政事務の 執行	執行管理体制の 不適当	法令、条例、規則等 に基づく手続を行って いないもの	私用車使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っているものが あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局 農政部一関農林 振興センター	指摘
2	行政	1	2	1	1	行政事務の 執行	執行管理体制の 不適当	法令、条例、規則等 に基づく手続を行って いないもの	私用車使用届出書の提出を受けずに、旅行命令を行っているものが あったので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局 保健福祉環境部	指摘
2	行政	1	2	1	2	行政事務の 執行	執行管理体制の 不適当	執行管理体制が適切 でないため、事務事業 に影響を及ぼしたもの 又は及ぼす可能性が 大きいもの	報償費の執行に当たり、執行管理体制に不適切なものがあつたので、 適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が 認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因する と認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発 防止に努められたい。	県南広域振興局 農政部花巻農林 振興センター	指摘

別表区分	別表項目番号				監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分	
1 財務											
2 行政											
2	行政	1	2	1	2	行政事務の執行	執行管理体制の不適當	執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたものが又は及ぼす可能性が大きいもの	旅費の執行に当たり、旅費支給の事務処理を相当期間行っていないものが多数あるなど、執行管理体制が不適切であったので、適正な事務の執行に努められたい。	中部教育事務所	指摘
2	行政	1	2	1	2	行政事務の執行	執行管理体制の不適當	執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたものが又は及ぼす可能性が大きいもの	学校徴収金の取扱いに当たり、資金前渡金の精算報告が行われていないものが複数あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡南高等学校	指摘
2	行政	1	3	1	1	行政事務の執行	許認可事務の不適當	法令、条例、規則等に違反し、適正に処理していないもの	行政財産の使用許可に当たり、敷地内物件の確認が不十分なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県環境保健研究センター	指摘

指摘	60
----	----





監査対象機関名	本監査年月日	担当監査委員	報		監査対象年度		監査の結果(指摘件数)								
			登載年月日	番号	始期	終期	予算経理	収入事務	支出事務	契約事務	工事執行	補助金	財産管理	行政事務	
															期
県南広域振興局総務部	平成29年8月4日	高橋元 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局総務部花巻総務センター	平成29年8月4日	高橋元 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局総務部一関総務センター	平成29年8月4日	高橋元 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局県税部	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局県税部花巻県税センター	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局県税部一関県税センター	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局保健福祉環境部	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	平成29年6月20日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度										
県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	平成29年7月26日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度			1							
県南広域振興局農政部	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度			1							
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	平成29年6月20日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度									1	
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	平成29年7月20日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県南広域振興局農政部一関農林振興センター	平成29年7月11日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度									1	
県南広域振興局農政部北上農林整備センター	平成29年7月11日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県南広域振興局農政部一関農林整備センター	平成29年7月12日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県南広域振興局林務部	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局土木部	平成29年8月4日	高橋元 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度			1	1						
県南広域振興局土木部花巻土木センター	平成29年6月20日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度			1							
県南広域振興局土木部北上土木センター	平成29年7月11日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県南広域振興局土木部遠野土木センター	平成29年7月20日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県南広域振興局土木部一関土木センター	平成29年7月26日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県南広域振興局土木部千厩土木センター	平成29年7月26日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県南広域振興局奥州審査指導監	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県南広域振興局花巻審査指導監	平成29年6月20日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度										
県南広域振興局一関審査指導監	平成29年7月27日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
沿岸広域振興局経営企画部	平成29年8月9日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	平成29年8月8日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度			1		1					
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	平成29年8月2日	一 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局保健福祉環境部	平成29年8月9日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度				1						1
沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	平成29年7月21日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	平成29年8月2日	一 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局農政部	平成29年8月3日	一 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局農政部宮古農林振興センター	平成29年7月21日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
沿岸広域振興局農政部大船渡農林振興センター	平成29年7月21日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
沿岸広域振興局水産部	平成29年8月9日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	平成29年8月8日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	平成29年8月2日	一 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局土木部	平成29年8月9日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	平成29年7月20日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
沿岸広域振興局土木部岩手土木センター	平成29年7月20日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	平成29年8月2日	一 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度					1					
沿岸広域振興局大船渡審査指導監	平成29年8月2日	一 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局金石審査指導監	平成29年8月9日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
沿岸広域振興局宮古審査指導監	平成29年8月8日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
県北広域振興局経営企画部	平成29年7月27日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	平成29年6月20日	高橋元 工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度			1							
県北広域振興局保健福祉環境部	平成29年7月12日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	平成29年6月20日	高橋元 工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度										
県北広域振興局農政部	平成29年7月12日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	平成29年6月20日	一 工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度				1						
県北広域振興局林務部	平成29年7月11日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県北広域振興局水産部	平成29年7月26日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県北広域振興局土木部	平成29年7月11日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度					1					
県北広域振興局土木部二戸土木センター	平成29年6月20日	一 工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度										
県北広域振興局土木部岩手土木センター	平成29年7月27日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
県北広域振興局二戸審査指導監	平成29年6月20日	一 工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度										
岩手県東京事務所	平成29年11月10日	小野 共 吉田政司	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度
岩手県消防学校	平成30年2月6日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県先端科学技術研究センター	平成29年8月23日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県食肉衛生検査所	平成29年6月12日	一 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度										
岩手県環境保健研究センター	平成30年2月7日	小野 共 工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県立県民生活センター	平成30年2月6日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県県央保健所	平成29年8月9日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県中部保健所	平成29年6月20日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度										
岩手県奥州保健所	平成29年8月2日	一 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県一関保健所	平成29年7月26日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
岩手県大船渡保健所	平成29年8月2日	一 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県釜石保健所	平成29年8月9日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県宮古保健所	平成29年7月21日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
岩手県久慈保健所	平成29年7月12日	嵯峨 志朗 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
岩手県二戸保健所	平成29年6月20日	高橋元 工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度										
岩手県福祉総合相談センター	平成30年2月7日	小野 共 工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県一関児童相談所	平成29年12月21日	小野 共 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度			1							平成29年度
岩手県宮古児童相談所	平成30年1月22日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県立一関高等看護学院	平成30年1月15日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県立宮古高等看護学院	平成29年12月12日	一 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度										平成29年度
岩手県立二戸高等看護学院	平成29年11月16日	千葉 伝 工藤洋子	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度
岩手県精神保健福祉センター	平成30年2月7日	小野 共 工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県立柱院学園	平成30年2月6日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県大坂事務所	平成29年10月30日	一 吉田政司	平成29年12月5日	39	平成28年度										
岩手県名古屋事務所	平成29年11月9日	小野 共 吉田政司	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度
岩手県福岡事務所	平成29年11月9日	千葉 伝 工藤洋子	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度
岩手県立産業技術短期大学校	平成30年2月7日	小野 共 工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	平成30年1月15日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県立千厩高等技術専門校	平成29年12月18日	一 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										平成29年度
岩手県立宮古高等技術専門校	平成29年12月13日	一 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度					1					平成29年度
岩手県立二戸高等技術専門校	平成29年12月11日	一 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										平成29年度
岩手県病害虫防除所	平成29年11月15日	小野 共 吉田政司	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度
岩手県中央家畜保健衛生所	平成29年6月21日	高橋元 工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度										
岩手県南家畜保健衛生所	平成29年6月21日	嵯峨 志朗 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度										
岩手県北家畜保健衛生所	平成29年6月12日	一 吉田政司	平成29年8月8日	30	平成28年度										
岩手県漁業取締事務所	平成30年1月23日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県生物学研究所	平成29年11月15日	小野 共 吉田政司	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度
岩手県農業研究センター	平成29年11月15日	小野 共 吉田政司	平成30年1月12日	1	平成28年度			1							平成29年度
岩手県農業研究センター畜産研究所	平成29年11月15日	小野 共 吉田政司	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度
岩手県農業研究センター県北農業研究所	平成29年12月12日	小野 共 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										平成29年度
岩手県林業技術センター	平成30年2月7日	千葉 伝 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県水産技術センター	平成30年1月24日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										平成29年度
岩手県内水面水産技術センター	平成29年11月16日	小野 共 吉田政司	平成30年1月12日	1	平成28年度										平成29年度

監査対象機関名	本監査年月日	担当監査委員	県報		監査対象年度		監査の結果(指簿件数)										
			登載年月日	番号	始期	終期	予算	収入	支出	契約	工事	補助	財産	行政			
															経理	事務	事務
岩手県立農業大学校	平成30年1月23日	工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
中央農業改良普及センター	平成29年6月20日	嵯峨 志朗	平成29年8月8日	30	平成28年度												
盛岡農業改良普及センター	平成29年8月9日	高橋 元	平成29年9月29日	34	平成28年度												
八幡平農業改良普及センター	平成29年8月9日	高橋 元	平成29年9月29日	34	平成28年度												
奥州農業改良普及センター	平成29年8月2日	吉田 政司	平成29年9月29日	34	平成28年度												
一関農業改良普及センター	平成29年7月11日	高橋 元	平成29年9月5日	32	平成28年度												
大船渡農業改良普及センター	平成29年7月21日	嵯峨 志朗	平成29年9月5日	32	平成28年度												
宮古農業改良普及センター	平成29年7月21日	高橋 元	平成29年9月5日	32	平成28年度												
久慈農業改良普及センター	平成29年7月12日	嵯峨 志朗	平成29年9月5日	32	平成28年度												
二戸農業改良普及センター	平成29年6月20日	工藤洋子	平成29年8月8日	30	平成28年度												
北上川上流流域下水道事務所	平成30年2月7日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
花巻空港事務所	平成30年1月24日	工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
盛岡教育事務所	平成30年2月7日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
中部教育事務所	平成29年12月21日	千葉 伝	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											1
県南教育事務所	平成29年12月21日	小野 共	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
沿岸南部教育事務所	平成30年1月19日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
宮古教育事務所	平成29年12月12日	工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
県北教育事務所	平成29年11月15日	千葉 伝	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立総合教育センター	平成29年12月20日	千葉 伝	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立生涯学習推進センター	平成29年12月20日	千葉 伝	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立図書館	平成30年2月7日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	平成29年12月20日	小野 共	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡第一高等学校	平成30年2月1日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡第二高等学校	平成30年1月31日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡第三高等学校	平成30年2月1日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡第四高等学校	平成30年1月31日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡北高等学校	平成30年1月22日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡南高等学校	平成30年1月31日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立不来方高等学校	平成30年2月1日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立杜陵高等学校	平成30年2月7日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡農業高等学校	平成29年11月15日	小野 共	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡工業高等学校	平成30年1月31日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡商業高等学校	平成30年2月1日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立沼宮内高等学校	平成30年1月22日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立葛巻高等学校	平成29年11月16日	小野 共	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立平館高等学校	平成29年11月16日	小野 共	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立幸石高等学校	平成30年1月31日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立紫波総合高等学校	平成30年1月22日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立花巻北高等学校	平成30年1月30日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立花巻南高等学校	平成30年1月15日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立花巻農業高等学校	平成30年1月30日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立花北青雲高等学校	平成30年1月22日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立大迫高等学校	平成30年1月22日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立遠野高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立遠野緑峰高等学校	平成30年1月23日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立黒沢尻北高等学校	平成30年1月22日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立北上翔南高等学校	平成30年1月30日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立黒沢尻工業高等学校	平成30年1月23日	工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立西和賀高等学校	平成29年12月1日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立水沢高等学校	平成30年1月23日	工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立水沢農業高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立水沢工業高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立水沢商業高等学校	平成30年1月23日	工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立前沢高等学校	平成30年1月15日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立金ヶ崎高等学校	平成30年1月23日	工藤洋子	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立岩谷堂高等学校	平成30年1月15日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立一関第一高等学校	平成29年12月20日	小野 共	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立一関第二高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立一関工業高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立花泉高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立大東高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立千厩高等学校	平成29年12月20日	小野 共	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立高田高等学校	平成30年1月15日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立大船渡高等学校	平成30年1月18日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立大船渡東高等学校	平成30年1月15日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立住田高等学校	平成30年1月18日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立釜石高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立釜石商工高等学校	平成30年1月24日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立大槌高等学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立山田高等学校	平成30年1月15日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立宮古高等学校	平成30年1月30日	千葉 伝	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立宮古北高等学校	平成29年12月12日	工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立宮古工業高等学校	平成30年1月15日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立宮古商業高等学校	平成29年12月1日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立宮古水産高等学校	平成30年1月30日	千葉 伝	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立岩泉高等学校	平成29年12月1日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立久慈高等学校	平成29年12月1日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立久慈東高等学校	平成29年11月15日	千葉 伝	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立久慈工業高等学校	平成29年10月30日	吉田 政司	平成29年12月5日	39	平成28年度	平成29年度											
岩手県立種市高等学校	平成29年12月12日	小野 共	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立大野高等学校	平成29年11月15日	千葉 伝	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立軽米高等学校	平成29年12月1日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立伊保内高等学校	平成29年12月12日	小野 共	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立福岡高等学校	平成29年11月16日	千葉 伝	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立福岡工業高等学校	平成29年12月1日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立一戸高等学校	平成29年11月16日	千葉 伝	平成30年1月12日	1	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡視覚支援学校	平成30年2月8日	千葉 伝	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立盛岡聴覚支援学校	平成30年2月1日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立盛岡となし支援学校	平成30年2月7日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											1
岩手県立盛岡青松支援学校	平成30年2月8日	千葉 伝	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	平成30年2月6日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立盛岡みたけ支援学校	平成30年2月6日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											2
岩手県立花巻清風支援学校	平成30年1月22日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立前沢明峰支援学校	平成30年1月30日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立一関清明支援学校	平成29年12月18日	吉田 政司	平成30年2月6日	5	平成28年度	平成29年度											
岩手県立気仙峡支援学校	平成30年1月19日	小野 共	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立釜石祥雲支援学校	平成30年1月24日	吉田 政司	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立宮古恵風支援学校	平成30年1月30日	千葉 伝	平成30年3月2日	10	平成28年度	平成29年度											
岩手県立久慈拓陽支援学校	平成29年12月1日	吉															

監査対象機関名	本監査年月日	担当監査委員	報		監査対象年度		監査の結果(指摘件数)								
			登載年月日	番号	始期	終期	予算 経理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務	
岩手県盛岡東警察署	平成29年8月9日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県盛岡西警察署	平成29年8月8日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県岩手警察署	平成29年11月15日	千葉伝 工藤洋子	平成30年1月12日	1	平成28年度										
岩手県紫波警察署	平成30年2月7日	千葉伝 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										
岩手県花巻警察署	平成29年12月21日	千葉伝 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県北上警察署	平成29年12月20日	千葉伝 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県水沢警察署	平成29年8月4日	高橋元 吉田政司	平成29年9月29日	34	平成28年度										
岩手県江刺警察署	平成29年12月20日	千葉伝 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県一関警察署	平成29年12月20日	小野共 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県千厩警察署	平成29年12月20日	小野共 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県大船渡警察署	平成30年1月18日	小野共 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										
岩手県遠野警察署	平成30年1月23日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										
岩手県釜石警察署	平成30年1月23日	一 吉田政司	平成30年3月2日	10	平成28年度										
岩手県宮古警察署	平成29年7月20日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月5日	32	平成28年度										
岩手県岩泉警察署	平成29年12月12日	一 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県大曲警察署	平成29年7月26日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	32	平成28年度										
岩手県二戸警察署	平成29年12月13日	一 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										
医療局	平成29年7月28日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立中央病院	平成29年7月11日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター	平成29年7月11日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	平成29年7月20日	嵯峨 孝朗 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	平成29年7月11日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立大船渡病院	平成29年7月21日	嵯峨 孝朗 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	平成29年7月21日	嵯峨 孝朗 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立釜石病院	平成29年7月20日	嵯峨 孝朗 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立宮古病院	平成29年7月20日	高橋元 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立胆沢病院	平成29年7月11日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立磐井病院	平成29年7月27日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	平成29年7月27日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立遠野病院	平成29年7月20日	嵯峨 孝朗 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立高田病院	平成30年1月18日	小野共 吉田政司	平成30年3月2日	11	平成28年度										
岩手県立久慈病院	平成29年7月26日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立江刺病院	平成29年12月20日	千葉伝 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県立千厩病院	平成29年7月26日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立中部病院	平成29年7月27日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立二戸病院	平成29年7月26日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	平成29年7月26日	高橋元 吉田政司	平成29年9月5日	33	平成28年度										
岩手県立一戸病院	平成29年11月16日	千葉伝 工藤洋子	平成30年1月12日	2	平成28年度										
岩手県立大槌病院	平成30年1月23日	一 吉田政司	平成30年3月2日	11	平成28年度										
岩手県立山田病院	平成29年12月13日	一 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県立軽米病院	平成29年12月12日	小野共 吉田政司	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県立大東病院	平成29年12月21日	小野共 工藤洋子	平成30年2月6日	5	平成28年度										
岩手県立東和病院	平成30年1月18日	小野共 吉田政司	平成30年3月2日	11	平成28年度										
岩手県立南光病院	平成29年7月27日	嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										
企業局	平成29年7月28日	高橋元 吉田政司 嵯峨 孝朗 工藤洋子	平成29年9月5日	33	平成28年度										

### 3 随時監査の結果

平成29年度において、随時監査は実施しなかった。

4 財政的援助団体等監査の結果

(1) 「指摘」の内容

監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（「指摘」）は次のとおり。

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分
1	財務 3 4 1	支出事務	その他支出事務の不適當	修繕費の支出に当たり、勘定科目を誤っているもの	修繕費の支出に当たり、勘定科目を誤っているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	第一商事株式会社・学校法人瀧澤学園・株式会社アイ・ビー・シー・開発センター・株式会社総合企画新和グループ	指摘
1	財務 3 2 1 4	支出事務	支出命令の不適當	土産品、食事代の支出に当たり、職員が立替払いをしているもの	土産品、食事代の支出に当たり、職員が立替払いをしているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県空港利用促進協議会	指摘

(2) 監査台帳（抜粋）

監査対象機関	出資（出捐）	財政的援助団体又は債務保証団体			指定管理者	本監査年月日	担当監査委員		県 報		監査対象年度	摘要
		補助	貸付	損失補償等			登載年月日	番号				
第一商事株式会社・学校法人瀧澤学園・株式会社アイ・ビー・シー・開発センター・株式会社総合企画新和グループ					◎	平成29年11月7日	小野 共	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	文化スポーツ部
公益社団法人岩手県私学振興会		◎	○			平成29年11月7日	小野 共	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	総務部
一般社団法人岩手県建設業協会		◎				平成29年11月7日	小野 共	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	県土整備部
岩手県北自動車株式会社		◎				平成29年11月7日	小野 共	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	政策地域部
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会		◎			○	平成29年11月7日	千葉 伝	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	保健福祉部
公益財団法人岩手県消防協会					◎	平成29年11月7日	千葉 伝	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	総務部
公益社団法人岩手県緑化推進委員会					◎	平成29年11月7日	千葉 伝	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	農林水産部
公益財団法人岩手県下水道公社	◎					平成29年11月7日	千葉 伝	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	県土整備部
ジャイアールバス東北株式会社		◎				平成29年11月21日	千葉 伝	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	政策地域部
公益財団法人岩手県土木技術振興協会	◎					平成29年11月21日	千葉 伝	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	県土整備部
株式会社岩手ソフトウェアセンター	◎					平成29年11月21日	千葉 伝	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	商工労働観光部
公益社団法人岩手県バス協会		◎				平成29年11月21日	千葉 伝	吉田 政司	平成29年12月5日	42	平成28年度	政策地域部
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	◎	○				平成29年11月21日	小野 共	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	農林水産部
岩手県高等学校体育連盟		◎				平成29年11月21日	小野 共	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	教育委員会
岩手県空港利用促進協議会		◎				平成29年11月21日	小野 共	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	商工労働観光部・県土整備部
株式会社クリーンピアいわて	◎					平成29年11月21日	小野 共	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	商工労働観光部
公益財団法人岩手県文化振興事業団	◎				○	平成29年11月21日	小野 共	工藤 洋子	平成29年12月5日	42	平成28年度	文化スポーツ部・教育委員会
公益財団法人いわて愛の健康づくり財団	◎					平成30年1月18日	千葉 伝	工藤 洋子	平成30年2月6日	9	平成28年度	保健福祉部
株式会社図書館流通センター					◎	平成30年2月7日	小野 共	工藤 洋子	平成30年3月2日	14	平成28年度	教育委員会
公益財団法人いわてリハビリテーションセンター	◎				○	平成30年1月18日	千葉 伝	工藤 洋子	平成30年2月6日	9	平成28年度	保健福祉部
公益財団法人さんりく基金	◎					平成30年1月18日	千葉 伝	工藤 洋子	平成30年2月6日	9	平成28年度	政策地域部

## 5 行政監査（特定テーマ）の結果

### (1) 県の所管に属する公益法人の指導監督体制について

#### 第1 行政監査の概要

##### 1 監査のテーマ

県の所管に属する公益法人の指導監督体制について

##### 2 監査の目的

平成20年12月に、公益法人の制度改革を行うため、公益法人三法（注）が施行された。

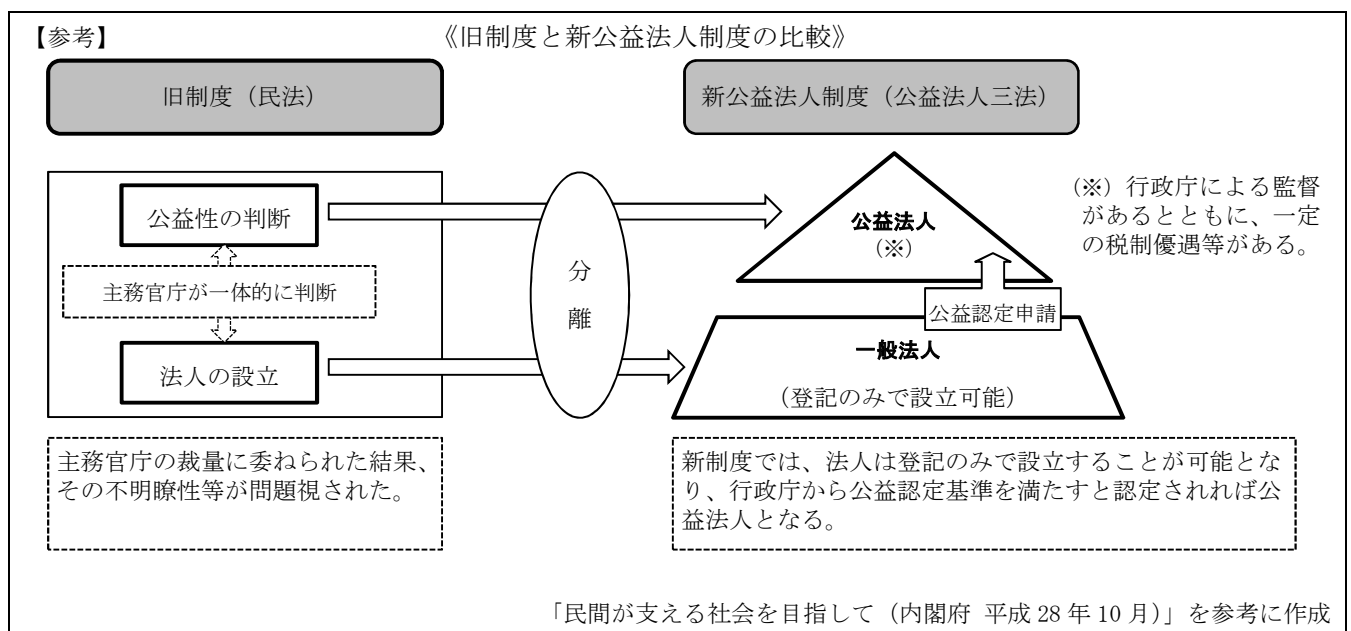
これにより、明治以来110年余にわたり続いてきた、法人の設立と公益性を主務官庁が一体的に判断する主務官庁制による公益法人制度から、法人の設立と公益性の判断を分離する新たな公益法人制度（以下「新公益法人制度」という。）に移行された。

この新公益法人制度では、公益法人に対する指導監督の手續等が大きく変更され、本県においては、行政庁である岩手県知事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第48号。以下「認定法」という。）に基づき、条例により設置された合議制機関である岩手県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）において、公益法人の認定に係る諮問・答申及び立入検査等の指導監督を行うこととなった。

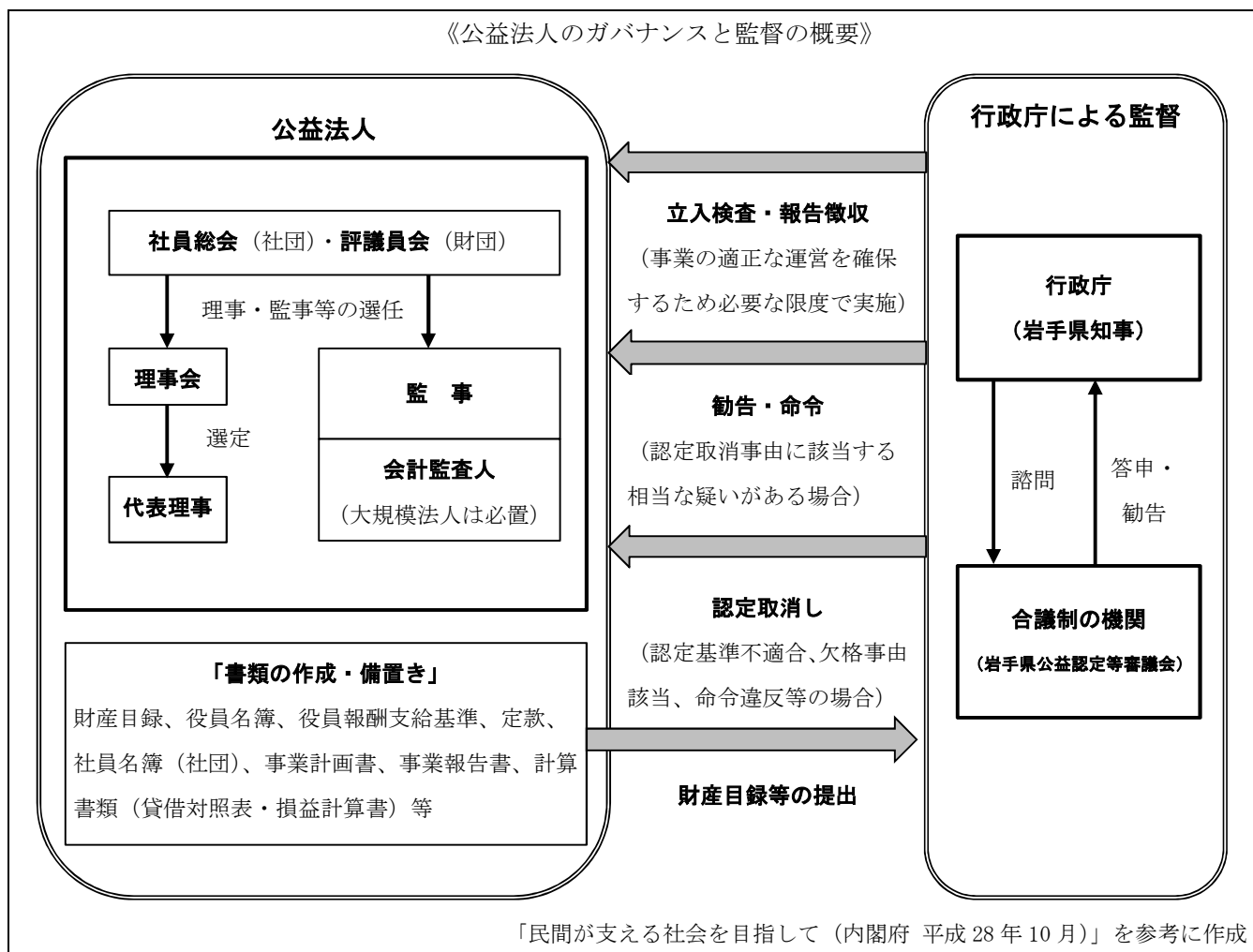
法律の施行から5年間の移行期間が平成25年11月末をもって満了するとともに、新公益法人制度に移行した公益法人（公益社団法人、公益財団法人）に対する岩手県による初回の立入検査が全て終了したことを踏まえて、新制度の下での指導監督が法令等に基づき適正に執行されているか、また、効果的及び効率的に執行されているか、さらにはどのような課題があるかなどを検証し、公益法人の事業の適正な運営確保に資することを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき行政監査を実施した。

（注）公益法人三法

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）



《公益法人のガバナンスと監督の概要》



### 3 監査の対象

#### (1) 対象とする事務等

県の所管に属する公益法人の指導監督に係る事務を対象とした。

なお、指導監督に係る事務の範囲は、認定法に規定する、①報告及び検査（立入検査）、②勧告、命令、③公益認定の取消し、④変更の認定、⑤変更の届出、及び⑥財産目録等の提出とした。

#### (2) 監査対象機関

以下の 37 室課を対象とした。

ア 公益法人の指導監督の総括及び審議会を所管している総務部法務学事課（以下「法務学事課」という。）

イ 公益法人の指導監督を所管している各室課（以下「各室課」という。）

部局等	室 課
総務部	①法務学事課、②税務課、③総合防災室
政策地域部	④政策推進室、⑤市町村課、⑥地域振興室、⑦科学 I L C 推進室、⑧国際室
文化スポーツ部	⑨文化振興課、⑩スポーツ振興課

環境生活部	⑪資源循環推進課、⑫自然保護課、⑬県民くらしの安全課、 ⑭若者女性協働推進室
保健福祉部	⑮保健福祉企画室、⑯健康国保課、⑰地域福祉課、⑱長寿社会課、 ⑲医療政策室
商工労働観光部	⑳商工企画室、㉑産業経済交流課、㉒観光課、 ㉓雇用対策・労働室、㉔ものづくり自動車産業振興室
農林水産部	㉕農林水産企画室、㉖流通課、㉗農業振興課、㉘農産園芸課、 ㉙森林整備課、㉚水産振興課
県土整備部	㉛県土整備企画室、㉜都市計画課、㉝下水環境課
教育委員会事務局	㉞教育企画室
警察本部	㉟県民課、㊱生活安全企画課、㊲組織犯罪対策課

注 教育委員会事務局及び警察本部は、「知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年訓令第29号）」に基づき、知事の権限に属する事務を補助執行している。

### (3) 対象期間

平成28年度を対象期間とし、必要に応じて、過年度及び現年度を対象期間に加えることとした。

## 4 監査の着眼点

- (1) 公益法人に対する指導監督が、法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2) 公益法人に対する指導監督が、効果的及び効率的に執行されているか。

これらについて、「監督の基本的考え方（平成23年5月27日 岩手県）」に基づき、指導監督が適正に行われているか、体制面を含めて監査を行った。

#### 【参考】監督の基本的考え方（平成23年5月27日 岩手県）抜粋

今回の公益法人制度改革により①監督についても主務官庁による裁量的なものから法令で明確に定められた要件に基づくものに改められたこと、②法律により法人のガバナンス（内部統治）及び情報開示について詳細に定められたことを踏まえ、また、③不適切な事案は制度に対する信頼を揺るがしかねないこと、④法人の実態を十分に把握しなければ効果的な監督を行うことができないことを考慮し、県の監督機関（行政庁たる岩手県知事及び法律で岩手県知事の権限を委任された岩手県公益認定等審議会）は、次のような考え方で公益法人（新制度の公益社団法人及び公益財団法人をいう。以下同じ。）の監督に臨むことを基本とする。

- (1) 法令で明確に定められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
- (2) 法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
- (3) 制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
- (4) 公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査等あらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。



## 5 監査の実施方法

法務学事課及び各室課に公益法人に対する指導監督の状況等を照会し、提出された監査調書に基づき実地監査を行った。

### (1) 予備監査

平成 29 年 11 月に、事務局職員が法務学事課職員に対し、事前に提出を求めた監査調書に基づき、公益法人の指導監督に係る事務の状況等について質疑等を行った。

なお、各室課に対しては、適宜、事務局職員が各室課の担当職員から聞き取り等を行い状況を把握した。

### (2) 本監査

平成 29 年 12 月に、監査委員が予備監査結果を確認の上、法務学事課総括課長等への質疑・意見交換等を行った。

## 第 2 公益法人の現状

### 1 新公益法人制度への移行状況

本県において、平成 20 年 12 月から 5 年間の移行期間中に、計 337 の旧公益法人が新公益法人制度への移行を申請し、このうち、新公益法人制度による公益法人として移行認定を受けた公益法人は 99 法人であった。

移行申請法人数 337 法人

- [内訳] ① 公益法人への移行認定 99 法人  
② 一般法人への移行認可 178 法人  
③ 解散・合併等 60 法人

### 2 公益法人の状況

本県の所管に属する公益法人は、平成 29 年 4 月 1 日現在において、公益社団法人が 48 法人、公益財団法人が 49 法人、合計で 97 法人となっている。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

部局等	室 課	法人名
総務部 (11)	法務学事課 (1)	公益社団法人岩手県私学振興会
	税務課 (9)	公益社団法人盛岡法人会
		公益社団法人花北法人会
		公益社団法人胆江法人会
		公益社団法人一関地区法人会
		公益社団法人気仙地区法人会
		公益社団法人釜石地区法人会
		公益社団法人宮古法人会
		公益社団法人久慈法人会
	公益社団法人二戸法人会	
総合防災室 (1)	公益財団法人岩手県消防協会	

政策地域部 (8)	政策推進室(1)	公益財団法人さんりく基金
	市町村課(2)	公益財団法人岩手県市町村振興協会
		公益財団法人盛岡市都南自治振興公社
	地域振興室(1)	公益社団法人岩手県バス協会
	科学 I L C 推進室(1)	公益財団法人岩手県南技術研究センター
	国際室(3)	公益財団法人岩手県国際交流協会
		公益財団法人花巻国際交流協会
		公益財団法人盛岡国際交流協会
文化スポーツ部(8)	文化振興課(2)	公益財団法人盛岡市文化振興事業団
		公益財団法人岩手県文化振興事業団
	スポーツ振興課(6)	公益社団法人岩手県サッカー協会
		公益財団法人盛岡市体育協会
		公益財団法人岩手県体育協会
		公益財団法人北上市体育協会
		公益財団法人滝沢市体育協会
		公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団
環境生活部 (5)	資源循環推進課(1)	公益社団法人岩手県浄化槽協会
	自然保護課(1)	公益社団法人岩手県猟友会
	県民くらしの安全課(2)	公益財団法人隅照会
		公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター
	若者女性協働推進室(1)	公益社団法人岩手県青少年育成県民会議
保健福祉部 (13)	保健福祉企画室(1)	公益財団法人いわて愛の健康づくり財団
	健康国保課(3)	公益社団法人岩手県栄養士会
		公益財団法人岩手県予防医学協会
		公益財団法人岩手県対がん協会
	地域福祉課(4)	公益財団法人江釣子福祉基金
		公益財団法人和賀町福祉等基金
		公益財団法人岩手県福祉基金
		公益財団法人一戸町社会福祉基金
	長寿社会課(1)	公益財団法人いきいき岩手支援財団
	医療政策室(4)	公益社団法人岩手県看護協会
		公益社団法人岩手県柔道整復師会
		公益財団法人総合花巻病院
		公益財団法人いわてリハビリテーションセンター
商工労働観光部(30)	商工企画室(5)	公益社団法人北上青年会議所
		公益社団法人花巻青年会議所
		公益社団法人水沢青年会議所
		公益社団法人江刺青年会議所

		公益財団法人いわて産業振興センター
	産業経済交流課(2)	公益社団法人岩手県トラック協会
		公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター
	観光課(2)	公益財団法人岩手県観光協会
		公益財団法人盛岡観光コンベンション協会
	雇用対策・労働室(20)	公益社団法人陸前高田市シルバー人材センター
		公益社団法人盛岡市シルバー人材センター
		公益社団法人花巻市シルバー人材センター
		公益社団法人宮古市シルバー人材センター
		公益社団法人釜石市シルバー人材センター
		公益社団法人一関市シルバー人材センター
		公益社団法人大船渡市シルバー人材センター
		公益社団法人北上市シルバー人材センター
		公益社団法人奥州市シルバー人材センター
		公益社団法人遠野市シルバー人材センター
		公益社団法人二戸市シルバー人材センター
		公益社団法人矢巾町シルバー人材センター
		公益社団法人一戸町シルバー人材センター
		公益社団法人紫波町シルバー人材センター
		公益社団法人滝沢市シルバー人材センター
		公益社団法人八幡平市シルバー人材センター
		公益社団法人久慈市シルバー人材センター
		公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会
		公益財団法人岩手労働基準協会
		公益財団法人ふるさといわて定住財団
	ものづくり自動車産業振興室(1)	公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター
農林水産部(9)	農林水産企画室(2)	公益社団法人藤沢農業振興公社
		公益財団法人岩手生物工学研究センター
	流通課(1)	公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会
	農業振興課(1)	公益社団法人岩手県農業公社
	農産園芸課(1)	公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター
	森林整備課(2)	公益社団法人岩手県緑化推進委員会
		公益財団法人岩手県林業労働対策基金
	水産振興課(2)	公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金
		公益財団法人岩手県水産振興基金
県土整備部(3)	県土整備企画室(1)	公益財団法人岩手県土木技術振興協会
	都市計画課(1)	公益財団法人盛岡市動物公園公社

	下水環境課(1)	公益財団法人岩手県下水道公社
教育委員会 事務局(7)	教育企画室(7)	公益財団法人岩手県学校給食会
		公益財団法人岩手県高校教育会館
		公益財団法人岩手育英会
		公益財団法人伊藤育英会
		公益財団法人小林奨学育英会
		公益財団法人大船渡市育英奨学会
		公益財団法人岩手育英奨学会
警察本部 (3)	県民課(1)	公益社団法人いわて被害者支援センター
	生活安全企画課(1)	公益社団法人岩手県防犯協会連合会
	組織犯罪対策課(1)	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター
	室課計 37	公益法人計 97 (公益社団法人 48、公益財団法人 49)

### 第3 監査の結果

#### 1 公益法人に対する指導監督体制

##### (1) 行政庁(岩手県知事)と審議会との関係

認定法第27条第1項(報告及び検査)の権限(認定法第6条各号に掲げる一般法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。)は、同法第59条の規定により審議会に委任されており、実際に立入検査を実施する各室課の職員は、行政庁の職員の立場と審議会の庶務をつかさどる職員の立場とを兼ねて、両者の立場で立入検査を一体的に実施している。

##### (2) 指導監督機関の状況

公益法人の指導監督のため、総括公益法人指導監督員(法務学事課総括課長)及び公益法人指導監督責任者(公益法人を所管する各室課の長等)を設置し、総括公益法人指導監督員の総括のもと、公益法人指導監督責任者が指導監督の実務を行っている。それぞれの職員体制は以下のとおりである。

##### ア 法務学事課

総括課長を除き4名体制(非常勤専門職員1名を含む)であり、公益法人等に係る業務の平均経験年数は、平成29年4月1日時点で2.0年となっている。

また、非常勤専門職員は公益法人財務諸表等審査員として、主に公益法人会計の審査等を担当し、立入検査においては検査員として財務の状況を検査している。

なお、非常勤専門職員を除く担当職員3名は、公益法人に係る業務のほか法務担当業務を分掌している。

##### イ 各室課

各室課の長等を除き1名から6名体制であり、公益法人等に係る業務の平均経験年数は、平成29年4月1日時点で1.3年となっている。また、担当職員1人当たりの法人数は最

大で9法人、最小で1法人と室課によってばらつきがあり、担当職員1名が9法人を担当しているところもある。

また、担当職員は公益法人に係る業務のほか各室課の所管業務を分掌している。

【表1】 法務学事課及び各室課担当職員数等の状況

区 分	平成 29 年度 (H29. 4. 1 現在)			平成 28 年度 (H28. 4. 1 現在)		
	担当職員数	平 均 経験年数	担 当 職 員 1人当たりの 法 人 数	担当職員数	平 均 経験年数	担 当 職 員 1人当たりの 法 人 数
法務学 事課	4人	2.0年	—	4人	3.3年	—
各室課	計 55 人 〔 最大 6 人 (1 室) 最小 1 人 (22 室課) 平均 1.5 人 〕	1.3年	最大 9 法人 最小 1 法人 平均 1.7 法人	計 53 人 〔 最大 5 人 (1 室) 最小 1 人 (23 室課) 平均 1.2 人 〕	1.3年	最大 9 法人 最小 1 法人 平均 1.8 法人
合 計	59人			57人		

注1 総括公益法人指導監督員及び公益法人指導監督責任者を除く。

2 法務学事課の担当職員（4人）には、非常勤専門職員1人を含む。

### （3） 各室課の担当職員に対する研修等

法務学事課においては、各室課の担当職員に対し、公益法人事務担当者研修会、公益法人の事業報告書審査研修会及び立入検査業務説明会をそれぞれ年1回開催しており、事務担当者研修会には担当職員のほか立入検査等を担当する各室課の職員が受講していた。

【表2】 公益法人に係る研修の実施状況（法務学事課主催）

区 分	対 象 者	平成 29 年度 受 講 者 数		平成 28 年度 受 講 者 数	
		担当職員数 55 人		担当職員数 53 人	
①公益法人事務担当者研修 (事務担当者研修)	新任職員	66人	120.0%	78人	147.2%
②公益法人事務担当者研修 (POSS操作研修)	新任職員	49人	89.1%	19人	35.8%
③公益法人の事業報告書審査研修	新任職員	32人	58.2%	39人	73.6%
④立入検査業務説明	当年度 検査担当者	22人	40.0%	26人	49.1%

注 POSSとは、公益認定等に係る行政側事務支援システムである。

#### (4) 指導監督機関（各室課）と公益法人との関係

各室課と、各室課が所管する公益法人との間には、県庁舎等の使用、一者随意契約による業務委託、出資・補助・貸付・損失補償及び指定管理等の関係があるほか、職員派遣や法人職員の受入などがあり、その状況を確認した結果、平成 29 年度は 97 法人中 41 法人（42.3%）が指導監督機関である各室課と何れかの関係を有していた。

また、抽出により確認した結果、公益法人指導監督責任者が、所管する公益法人の役員に就任しているところがあった。

【表 3】 各室課と所管公益法人との関係（平成 29 年度）

各室課と所管公益法人との関係	法人数	割合
①庁舎（県庁舎、合同庁舎等）の使用	6	6.2%
②業務委託（一者随意契約）	18	18.6%
③出資（出捐）	14	14.4%
④補助金交付	16	16.5%
⑤貸付、損失補償	5	5.2%
⑥指定管理者	7	7.2%
⑦県職員の派遣、兼務	15	15.5%
⑧法人職員の受入	1	1.0%

#### (5) 指導監督体制に係る各室課の意見等

監査の過程において、各室課から次のような回答があった。

- ア 担当職員の経験年数が浅く、審査・指導に苦慮している。
- イ 会計関係は専門知識を必要とすることもあり、必要に応じ、法務学事課に確認しながら指導及び審査事務等を行っている。
- ウ 書類審査については、法人認定に関する知識や過去の指導状況を理解している必要があり、適切な引継ぎと一定の経験がないと難しいと感じている。
- エ 担当職員は、立入検査を行ったことがないことから事務等に不慣れであり、準備等に時間を要している。
- オ 所管室課で事務不慣れなどの理由による指導監督に係る強弱がないよう、管理監督業務に関しては、県で所管する公益法人数に応じた人員を確保すべきものとする。

## 2 公益法人に対する指導監督

### (1) 立入検査（認定法第 27 条）

#### ア 立入検査の実施体制及び実施方法

##### (ア) 実施体制

検査対象法人の事業所や検査事項の多寡等を踏まえ、法務学事課の担当職員 1～3 名、各室課の公益法人担当職員等 1～3 名の計 2～6 名の体制により立入検査を実施していた。

また、立入検査の実施に当たっては、各室課が第一義的対応を行っており、検査班の

班長として各室課の主査以上の職員を充てていた。

#### (イ) 実施方法

毎年度、立入検査実施計画を審議会に報告し承認を得たうえで、当該計画に基づき実施しており、平成 28 年度は 32 法人の検査を実施していた。

立入検査の実施に当たっては、立入検査業務必携（平成 24 年 5 月 岩手県）及び立入検査チェックリスト（内閣府作成、全国共通）に基づき、大きく①法人の組織運営、②事業の実施状況、③財務・会計の 3 つの役割に分担のうえ、関係書類に基づく検査のほか、法人運営全般について、代表理事などから説明を受けていた。

### イ 立入検査の実施状況

#### (ア) 定期立入検査

新公益法人制度による公益認定後の初回の定期立入検査は、移行登記日後 3 年以内に全ての法人に対し実施し、57 法人については移行登記日の翌年度に実施していた。

また、第 2 回目の定期立入検査は、初回の定期の立入検査から 3 年以内に実施することとしており、平成 28 年度までに 35 法人に対し実施していた。

【表 4】 立入検査の実施状況

立入検査 実施年度	1 回目実施法人数			2 回目実施 法人数	合 計
	移行登記日の 翌年度に実施	移 行 登 記 日 の 翌々年度に実施	計		
平成 28 年度	0	4	4	28	32
平成 27 年度	6	20	26	7	33
平成 26 年度	34	8	42	0	42
平成 25 年度	13	8	21	0	21
平成 24 年度	4	2	6	0	6
計	57	42	99	35	134

#### (イ) 臨時立入検査

臨時立入検査は、報告徴収等の結果、①再提出まで求めても資料が提出されない場合、②提出された資料により法人の運営に関する疑義が解消されない場合、③提出された資料によりさらに疑いが深まった場合などのほか、公益認定基準に関連する問題等が認められた場合に行うこととしているが、平成 28 年度は該当する案件がなく実施していなかった。

### ウ 立入検査結果に基づく指導

平成 28 年度に実施した定期立入検査の結果、認定基準への抵触が認められた法人は 6 法人であり、審議会の決定を受けて、書面による報告徴収を行っていた。

なお、書面による報告徴収の結果、2 法人については改善状況を確認するため、審議会

の決定を受けて、次年度に臨時立入検査を行い、改善状況を確認することとしていた。

【表 5】 立入検査結果に基づく指導状況（平成 28 年度）

認定基準抵触の態様	法人数	報告徴収をした法人数	備考
①収支相償に抵触	2	2	
②公益目的事業比率に抵触、 変更届出の提出遅延	1	1	次年度に臨時立入検査を実施
③遊休財産保有制限に抵触	1	1	
④経理的基礎に抵触	2	2	1 法人について、次年度に臨時立入検査を実施
計	6	6	

注 1 「収支相償」とは、公益目的事業（学術、技芸、慈善等の事業であり、かつ不特定多数の者の利益増進に寄与する事業）に係る収入が、その事業に必要な費用を超えてはならないという基準（認定法第 14 条）

2 「公益目的事業比率」とは、公益法人が行う全事業（収益事業等）中、公益目的事業の比率が 50% 以上でなければならないという基準（認定法第 15 条）

3 「遊休財産保有制限」とは、公益法人の純資産に計上された額のうち、具体的用途の定まっていな財産の額が 1 年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないという基準（認定法第 16 条第 1 項）

4 「経理的基礎」とは、公益目的事業を実施するために必要な基礎（財政基盤の明確化、経理処理・財産管理の適正性及び情報開示の適正性）を具備しなければならないという基準（認定法第 5 条第 2 号）

## （2） 勧告、命令（認定法第 28 条）

新公益法人制度による公益認定後、勧告又は命令の対象となる法人はなく、審議会に諮問した法人はなかった。

## （3） 公益認定の取消し（認定法第 29 条）

新公益法人制度による公益認定後、法人からの申請に基づき公益認定を取り消した法人が 2 法人あった。なお、審議会に諮問した法人はなかった。

## （4） 変更の認定（認定法第 11 条）

### ア 申請状況等

平成 28 年度は、公益目的事業の変更・統合等を理由とした変更認定申請が 4 件提出され、審議会に諮問のうえ認定していた。

なお、立入検査により新規事業の実施が判明し、指導を受けて事後的に変更認定申請を提出した法人があり、審議会に経緯を説明のうえ変更認定をしていた。

### イ 変更認定申請の審査

変更認定申請書の審査は、「【変更認定申請】審査チェックシート」等に基づき各室課が



行い、各室課の審査終了後、法務学事課が同書類を再審査するとともに、各室課に対し審査調書の作成及び審議会で想定される論点の事前整理に係る支援を行っていた。

## **(5) 変更の届出（認定法第13条）**

### **ア 届出状況等**

平成28年度は、役員及び事業内容の軽微な変更等について、64法人から127件の変更届が提出されていた。

このうち、財産目録等の提出書類の審査や立入検査等において届出事由が発覚し、指導の結果、変更届を提出した法人も複数あった。

また、役員の変更後、3年11か月の長期間にわたり変更届を提出していなかった法人があった。届出を行わなかった理由は役員変更の登記を失念していたためであり、改善策について報告徴収を行い、変更届の提出を確認していた。

### **イ 変更届の審査**

変更届の審査は各室課が行い、このうち事業内容の変更に係る届出については、明らかに軽微と判断されるものを除き、変更内容が軽微であるか否かについて、事前相談シートにより法務学事課と協議のうえ判断しており、いずれも軽微な変更として受理していた。

また、役員の変更届にあつては、関係機関に照会のうえ、欠格事由の有無を確認していた。

## **(6) 財産目録等の提出（認定法第22条）**

### **ア 提出状況等**

事業計画書（事業計画書、収支予算書等）及び事業報告書（財産目録、計算書類等）は、全ての公益法人から提出されていたが、提出が遅延した法人があった。

提出が遅延した法人に対しては、提出期限2週間後に督促メールが自動送付されるシステムとなっているが、当該公益法人を所管する各室課では、提出期限経過後直ちに電話又はメールによる督促を行っていた。

平成28年度は、事業計画書は最大で5日、事業報告書は最大で11日遅延した法人があった。

事業計画書の提出が遅延した主な理由は、提出済と誤認していたもの2件、理事会議事録の押印の遅れによるもの1件、提出期限を失念していたもの1件であり、いずれも当該公益法人を所管する各室課において口頭で指導をしていた。

また、事業報告書の提出が遅延した主な理由は、法人担当者がシステムに不慣れであったことによるものが2件であり、口頭で指導をしていた。

【表 6】 事業計画書及び事業報告書の提出状況

区 分	平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
	提 出 法人数	うち遅延 法 人 数	提 出 法人数	うち遅延 法 人 数	提 出 法人数	うち遅延 法 人 数
事業計画書	97	4	100	3	89	3
事業報告書	99	2	99	6	89	未集計

### イ 事業計画書及び事業報告書の審査

事業計画書及び事業報告書に係る審査は、審査チェックリスト等に基づき各室課が行い、各室課の審査終了後、法務学事課が同書類を再審査していた。

#### (ア) 事業計画書の審査

平成 28 年度事業計画書を審査した結果、記載内容の誤りや書類の添付漏れ等があった法人が 19 法人あり、当該公益法人を所管する各室課の担当職員が電話又はメールにより記載内容の修正や追加書類の提出を求めている。

#### (イ) 事業報告書の審査

平成 27 年度事業報告書を審査した結果、提出書類に問題等があった法人が 68 法人あり、このうち、記載内容の誤りや書類の添付漏れについては、各室課の担当者が電話又はメールにより記載内容の修正や追加書類の提出を求めている。

また、認定基準に抵触していた法人が 21 法人 23 件あり、審議会の決定を受けて 9 法人に対し書面による報告徴収を行い、改善に向けた取組内容を確認していた。

なお、全国的には認定基準抵触を理由として報告徴収を行っている都道府県は少なく、本県においては報告徴収による指導を徹底していた。

【表 7】 事業報告書の審査結果に基づく指導状況（平成 28 年度）

認定基準抵触の態様	件 数	報告徴収をした法人数	備 考
①収支相償に抵触	20	7	2 年以上継続した公益法人を対象に報告徴収
②公益目的事業比率に抵触	2	1	1 法人は昨年度報告徴収実施済のため徴収せず
③遊休財産保有制限に抵触	1	1	
計	23	9	

### 3 公益法人の情報公開

公益法人の情報開示については、事業運営の透明性を確保し、その説明責任を果たす観点から、認定法の規定により事業計画書及び事業報告書を事務所に備え置き、請求があれば閲覧させることとされている。

平成 29 年度において、ホームページを有する公益法人は 85 法人 (87.6%) あるが、このうち認定法による情報開示に加え、ホームページにより事業計画書及び事業報告書の情報公開を行っている法人は 72 法人 (74.2%) であり、25 法人 (25.8%) についてはホームページによる事業計画書及び事業報告書の情報公開は行われていない。

【表 8】 公益法人のホームページ (HP) による情報公開の状況 (平成 30 年 1 月 24 日現在)

HPの有無	法人数	割合	備考
有	85	87.6%	事業計画書及び事業報告書の公表有無 公表有 72 法人 (74.2%)、公表無 13 法人 (13.4%)
無	12	12.4%	
計	97	100.0%	

#### 4 公益法人に対する支援

監督の基本的考え方の 1 つとして、「民による公益の増進のため、公益法人の新制度に対応できる支援の推進」を掲げており、公益法人に対する支援として、以下のような取組が行われている。

##### (1) 「いわて公益法人だより」の発行

法務学事課 (審議会事務局) では、平成 28 年 5 月から「いわて公益法人だより」を発行し、セミナー等の開催案内や審議会の開催日程、各種手続き上の留意事項などのお知らせのほか、公益法人制度の解説を掲載し、周知を図っている。

平成 28 年度においては計 6 回発行し、各公益法人に対しメールにより配信している。

##### (2) 定期立入検査時における支援

立入検査業務必携においては、公益法人に対する支援等として、「検査結果の総括の終了後に質問等の機会を設けることが望ましく、新制度に不慣れな法人に対して分かりやすく説明することも法人に対する重要な支援と考えられる」とし、立入検査時には質問等の機会を設けるなど、公益法人制度の疑問点等の解消に取り組んでいる。

##### (3) その他の支援

このほか、会計処理や財産目録等の届出手続などに係る公益法人からの照会や相談に対しては、内容に応じて法務学事課又は各室課が随時対応している。

#### 第 4 監査意見

公益法人は、民間非営利部門の活動を担う代表的な主体として、行政や民間営利部門では提供できない多様なサービスを提供するなど、その果たすべき役割は益々重要になってきており、民による公益増進を図るため、公益法人の活動の健全な発展を積極的に促進していくことが求められている。

このため、新公益法人制度に移行した公益法人が、新制度に適切に対応して公益目的事業が適正に行われるよう、公益法人に対する指導監督を通じてその活動を適切に支援していくことが必要である。

このような観点から、監査委員は、新制度移行後の指導監督の状況や課題等を把握するため

に監査を行ったものであり、その結果について、以下のとおり意見を述べる。

## 1 全体の評価

新公益法人制度への移行に伴い、立入検査等の監督権限のほとんどが合議制機関である審議会に委任され、その指導監督を担う各室課の職員も、審議会と行政庁の立場を併せ持ちながら、法務学事課の総括の下で同課と一体となって所管する公益法人の指導監督に努めており、法令で定められた要件に基づく指導監督は、おおむね良好に実施されているものと認められた。

## 2 意見

### (1) 指導監督に係る組織体制等について

公益法人に対する指導監督は、各室課が指導監督等の事務を第一義的に行い、法務学事課が審議会の事務局として総括的な事務を行う「分散管理方式」により行われている。これにより、法務学事課は各室課に対し、立入検査等の指導監督業務への支援のほか、事業計画書、事業報告書等のダブルチェックなどを行っており、公益法人に対する指導監督業務の統制が機能しているものと認められた。

しかしながら、法務学事課及び各室課の組織体制の状況は次のとおり必ずしも十分とは認められない部分もあることから、今後さらなる組織体制の強化に向けて検討していく必要があると考える。

#### ア 法務学事課

法務学事課においては、審議会の事務局としての調整業務や各室課を統括する役割を担っているが、法務担当職員3名及び非常勤専門職員1名の4名体制の下で、37室課97公益法人を対象として立入検査をはじめ書類審査や各種照会、相談対応など、公益法人に係るあらゆる事務を他の分掌事務も担当しながら所掌している状況にある。これらの業務量が相当程度に及ぶほか、人事異動による職員構成の変化や緊急の対応が求められる事案が発生した場合などを考えると、その組織体制は必ずしも十分とは認められない。

今後、現在の分散管理方式に基づいた検討を進めていくのみならず、経営資源配分の最適化や業務の専門性の向上を図るため、例えば、公益法人以外の指導監督業務との統合などによる集中化を含め、より効果的で効率的な組織体制のあり方を広く研究していくことも有用であると考えます。

#### イ 各室課

各室課においては、約6割が担当者1名という体制の下で指導監督に当たっており、組織上、上司等による助言やサポートが行われているものの、指導監督を所管する組織の体制としては必ずしも十分な体制とは認められない。

所管する公益法人数のほか、公益法人の事業内容や規模等に応じて担当職員を追加配置するなど、指導監督業務に支障が生じないような体制とする必要があると考える。

### (2) 職員の資質向上について

公益法人の指導監督を担当する各室課の職員は、法務学事課が主催する研修会や説明会に参加しているが、総じて公益法人の指導監督に係る知識や経験が不足している状況が認められる。また、法務学事課の総括的機能により指導監督業務の均質性は一定程度確保されていると認められるものの、担当職員の知識や経験の違いにより公益法人に対する指導監督に差異が生じることが懸念される。

各室課においては、立入検査や書類審査を行う担当職員を増やし、複数の職員に公益法人の指導監督業務の経験を積ませたり、庁内各部局や外部の研修機関が開催する一般の企業会計等に係る研修会など様々な機会を活用して担当職員の知識や経験の習得に努める必要があると考える。

また、総括の役割を担う法務学事課においても、各室課の担当職員を指導する職員の養成に努めるほか、各種研修会の開催や各室課に対する日常の支援を通じて、担当職員の資質向上と指導監督業務の均質性の確保に一層努める必要があると考える。

### **(3) 公益法人の運営体制等の日常的把握について**

公益法人の中には、変更認定申請や財産目録等の提出が遅れたり、変更事由が発生しているにもかかわらず変更届が提出されないという法人も見受けられることから、各室課においては、公益法人に対する事前周知の徹底のほか、あらゆる機会を捉えて所管法人の経営実態や運営体制等の日常的な把握に努め、必要に応じて適時適切な指導を行うよう努めることが必要と考える。

また、公益法人の中には、県出資等法人や補助金交付法人等として、別途関係部局の指導監督等を受けている法人もあることから、各室課においては、これらの情報を入手し公益法人の経営実態や運営体制等を多面的に把握することによって、より効果的、効率的な指導監督ができるものと考えられる。

### **(4) 中立で独立性の高い指導監督について**

立入検査等の監督権限は、有識者からなる合議制機関である審議会に委任されており、また、法務学事課が各室課の指導監督の事務の総括を行うという体制の下で、制度的には、指導監督業務の中立性及び独立性は確保されていると認められる。

しかしながら、公益法人指導監督責任者である各室課の長等が、所管する公益法人の役員に就任している事例があるほか、公益法人の一部には、各室課の所管業務に係る一者随意契約による業務委託や補助金交付、職員派遣などの関係も認められる。

これらの関係は、県の施策を推進するうえでの必要性に基づき行われているものと思料されるが、所管公益法人の指導監督に当たっては、これらの関係が公益法人の指導監督に影響を及ぼすことのないよう、十分留意する必要があると考える。

### **(5) 公益法人に対する情報提供等の支援について**

公益法人に対しては、いわて公益法人だよりの発行による各種情報提供のほか、立入検査時に質問等の機会を設けることなどにより、新公益法人制度へ適切に対応できるよう支援が行われている。

公益法人に対する支援に当たっては、法令等を基本とした指導監督はもとより、公益法人ごとに組織体制、事業内容・規模等が異なることから、個々の公益法人の実態を十分踏まえたうえで、より丁寧でわかりやすい情報提供に努める必要があると考える。

また、公益法人からの照会や相談対応に当たって、各室課の担当者の知識等の違いにより対応が異なることのないよう、国等が作成する資料等の迅速かつ的確な共有に努める必要があると考える。

#### **(6) 公益法人自らによる情報開示について**

公益法人による県民への情報開示の方法としては、認定法で定める事業計画書及び事業報告書等の閲覧のほか、同法によらず公益法人自らが法人のホームページ等を活用して情報開示する方法があるが、ホームページがない法人があるほか、ホームページがあってもこれらの情報を公表していない法人も見受けられる。

このことから公益法人が県民や関係者の理解を得て公益目的事業を適切に実施していくため、公益法人に対しホームページ等を活用したより積極的な情報開示を促す必要があると考える。

## 6 住民監査請求に基づく監査の結果

平成29年度において、当該請求はなかった。

7 決算審査

(1) 平成28年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要

ア 歳入歳出決算の概況

区 分	一般会計				特別会計				
	平成28年度	平成27年度	対前年度増減		平成28年度	平成27年度	対前年度増減		
			金額	率			金額	率	
歳入決算額 (a)	円 1,145,229,051,150	円 1,147,796,974,006	円 △ 2,567,922,856	% △ 0.2	円 221,940,011,630	円 244,291,446,086	円 △ 22,351,434,456	% △ 9.1	
歳出決算額 (b)	1,028,757,571,453	1,036,528,526,148	△ 7,770,954,695	△ 0.7	217,170,374,395	238,291,052,059	△ 21,120,677,664	△ 8.9	
歳入歳出差引額 (a)－(b) (c)	116,471,479,697	111,268,447,858	5,203,031,839	4.7	4,769,637,235	6,000,394,027	△ 1,230,756,792	△ 20.5	
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費通次繰越額								
	繰越明許費繰越額	81,863,105,813	78,158,112,560	3,704,993,253	4.7	1,125,897,000	2,192,846,000	△ 1,066,949,000	△ 48.7
	事故繰越し繰越額	12,775,934,346	7,694,656,675	5,081,277,671	66.0	233,311,000	11,584,010	221,726,990	1,914.1
	合計 (d)	94,639,040,159	85,852,769,235	8,786,270,924	10.2	1,359,208,000	2,204,430,010	△ 845,222,010	△ 38.3
実質収支額 (c)－(d)	21,832,439,538	25,415,678,623	△ 3,583,239,085	△ 14.1	3,410,429,235	3,795,964,017	△ 385,534,782	△ 10.2	

イ 意見書の内容

審査の方法	平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関の歳入歳出計算書と合致しており、その計数は正確であると認められた。 また、予算の執行、財産の管理など財務に関する事務については、一部に留意改善を要するものがあつたものの、おおむね適正に処理されているものと認められた。
審査意見	<p>1 歳入歳出決算の状況</p> <p>平成28年度一般会計歳入歳出決算は、歳入が1兆1,452億2,905万1,150円で前年度に比べて25億円余（0.2%）の減少、歳出も1兆287億5,757万1,453円で前年度に比べて77億円余（0.7%）の減少となった。歳入歳出差引額は1,164億7,147万9,697円であり、事業の繰越しに伴って翌年度に繰り越すべき財源946億3,904万159円を差し引いた実質収支額は218億3,243万9,538円の黒字となった。</p> <p>平成28年度の実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は、35億8,323万9,085円の赤字となり、これに財政調整基金の取崩額などを加えた実質単年度収支額も91億3,834万8,873円の赤字となった。</p> <p>また、母子父子寡婦福祉資金特別会計ほか9特別会計の歳入歳出決算は、歳入が2,219億4,001万1,630円で前年度に比べて223億円余（9.1%）の減少、歳出も2,171億7,037万4,395円と前年度に比べて211億円余（8.9%）の減少となった。歳入歳出差引額は47億6,963万7,235円であり、翌年度に繰り越すべき財源13億5,920万8,000円を差し引いた実質収支額は34億1,042万9,235円の黒字となった。</p>
	<p>2 財政運営の状況</p> <p>平成28年度の一般会計における財政運営は、歳入においては、県税の増加などがあつたものの、東日本大震災復興交付金基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金等の繰入金金の減、消費税（国税）収入の減少による地方消費税清算金の減、東京電力原子力発電所事故損害賠償金等の減少による諸収入の減などにより、歳入総額は前年度を下回った。</p> <p>歳出においては、土木費の増加などがあつたものの、県債償還元金及び利子に係る公債費、事業復興型雇用創出事業費補助及び緊急雇用創出事業費補助等に係る労働費、河川等災害復旧事業費及び漁港災害復旧事業費等に係る災害復旧費の減などにより、歳出総額も前年度を下回った。</p> <p>また、災害復旧関連事業等の翌年度への繰越額は増加したが、災害復旧費などの不用額は減少した。</p> <p>次に、平成28年度の普通会計決算を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.9%と対前年度比で0.5ポイント減少した。</p> <p>また、一般財源の規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率は、19.5%と対前年度比で1.0ポイント減少したが、地方財政法上、地方債の発行に当たり国の許可が必要となる基準（18%）を超える状況が続いている。</p> <p>なお、平成28年度末の普通会計における県債残高は1兆4,005億円余と前年度末に比べ316億円余減少した。</p>
	<p>3 総括的意見</p> <p>県では、平成28年度を「本格復興完遂年」と位置づけ、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた事業を最優先に取り組んできたところである。</p> <p>第2期復興実施計画の最終年度に当たる平成28年度までの取組について、本格復興への歩みが着実に進む中で、県が発表した「いわて復興レポート2017」によると、県民の復興に対する実感について、県全体では依然として「遅れている」という回答が多い一方、沿岸部では「進んでいる」という回答が「遅れている」という回答を上回った。</p> <p>しかしながら、いまだに応急仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされている方々や、昨年8月の台風第10号で被害に遭われた方々の暮らしの再建やなりわいの再生など、復旧・復興に全力で取り組む必要がある。このことから、被災者一人ひとりに寄り添い、県民が実感できる本格復興を強力に推進するとともに、地域の具体的な将来像の実現に向けた施策を展開し、人材の確保など体制面の強化と財源の確保に一層努められたい。</p> <p>一方、県財政は、景気の緩やかな回復傾向のもと、復興需要及び税制改正などによる税収の持ち直しや国の復興財源の一定の確保などがあつたものの、依然として高い水準で推移する県債の償還や社会保障関係経費の増加などにより、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。</p> <p>今後は、東日本大震災津波からの一日も早い復興はもとより、新たな重要課題に迅速かつ的確に対応するため、限られた財源を重点的かつ効率的に活用するとともに、経済性、有効性の観点にも十分留意のうえ、適時適切な行財政運営等に努められたい。また、中長期的には、環境の変化も踏まえた公債費負担適正化計画の着実な実施により、県債残高の縮減や実質公債費比率の改善を図るなど、健全かつ計画的な財政運営のもとに「希望郷いわて」実現のための施策が積極的に展開されるよう強く望むものである。</p>
	<p>4 個別的意見</p> <p>(1) 留意改善を要する事項について</p> <p>平成28年度決算の監査結果では、指摘事項は58件となり、前年度と比較して14件減少した。</p> <p>一方、指摘事項の内容を見ると、支出事務の不適當なものが31件、収入事務の不適當なものが15件と、依然として会計事務の根幹に関わる部分が多いことから、改めて所属長の関与を促すなど、全庁的な取組の強化が求められる。</p> <p>(2) 内部管理体制について</p> <p>指摘事項の中には、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスや法令等諸規程の適用根拠が不明確など財務事務に対する意識が不足しているものが見受けられたほか、前年度の監査の結果、指摘事項等であつたにもかかわらず改善されていないものが認められた。</p> <p>このことから、所属長のリーダーシップのもと、組織的なチェック体制を構築するとともに、職員や組織の意識改革を図るよう強く求めるところであり、この対応を検討、実施することが、今後県に求められる内部統制の整備につながっていくものと期待される。</p> <p>県においては、補助金事務や委託契約の適正な事務処理を確保するため、従来からの内部考査の実施等の対策に加え、本年度から各広域振興局に審査指導監を配置するなど、組織的チェック体制の強化を図り、相互牽制機能を高めているところであるが、これらの取組を通じてより一層内部管理体制の確立に努められたい。</p> <p>(3) 収入未済等について</p> <p>平成28年度一般会計における収入未済額は、242億2,852万円余で前年度に比べて1億4,472万円余（0.6%）増加したものの、県境不法投棄現場環境再生求償金219億3,459万円余を除いた額は22億9,392万円余となり、前年度に比べて1億6,597万円余（6.7%）減少している。</p> <p>また、特別会計における収入未済額は、21億9,396万円余で前年度に比べて770万円余（0.4%）減少している。</p> <p>収入未済額の縮減については、一部に取組の成果が認められるものの、債権の種類や担当部署によって取組に強弱も見受けられ、収入未済額は今なお多額な状況にある。</p> <p>負担の公平性・公正性を堅持する観点からは、新たな収入未済の発生防止と既存の収入未済の解消を柱として、督促等の頻度や方法を全庁統一的な指標に基づき実施することが必要である。</p> <p>さらには、既存の債権管理マニュアル等の内容とその運用実態や有効性を定期的に検証し見直すことにより、担当部署としてなすべき具体的な対応を明示し、より実態に即した対策を速やかに講ずることが重要である。併せて、債務者の財産状況等の定期的な把握を徹底し、事案によっては債権保全策の強化や従事する職員の重点的な配置など組織的な取組の強化に努められたい。</p> <p>なお、未収債権については、徴収及び管理コストを勘案するとともに、資産としての価値の適正評価に基づいて効率的かつ確実な債権回収を検討する必要がある。</p> <p>(4) 職員の資質向上について</p> <p>指摘事項が生じる背景としては、内部管理体制上の問題のほか、全体の事務量が増加する中、一部に財務関係法規等について十分な理解がないままに事務を進めているなどの現況がある。</p> <p>このことから相談機能等を強化するほか、これまでにも部局等独自の取組として、経理事務や補助金委託事務に関するマニュアル等整備による事務の標準化、専門知識の習得のための研修などが実施されていることから、これらの先行事例や不適切事例に係る再発防止策等を含め、従来の組織の垣根を越えて共有し拡充することなども重要と考える。</p> <p>事務事業の円滑な執行を図り、県民の負託に的確に応える事務品質を確保するため、専門的知識と経験を有する職員を活用し、実務を通じた指導や助言ができる職場環境を整備するとともに、キャリアパスを明示することなどにより職員の目的意識や意欲を高める中で、計画的な人材育成と職員全体の一層の資質向上に努められたい。</p>

※意見書提出年月日 平成29年9月11日

(参考) 主な財政指標の推移

	28年度	27年度	前年度増減
経常収支比率	% 96.9	% 97.4	ポイント △ 0.5
実質公債費比率	19.5	20.5	△ 1.0
年度末県債現在高 (普通会計)	百万円 1,400,544	百万円 1,432,144	金額 △ 31,600
			率 % △ 2.2



(2) 平成28年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		対前年度増減	
	金 額	率	金 額	率	金 額	率	金 額	率
	円	%	円	%	円	%	円	%
1 医業収益	87,275,579,386		87,902,370,661		87,898,766,490		△ 3,604,171	△ 0.0
(1) 入院収益	55,867,083,592		55,220,150,971		55,576,993,969		356,842,998	0.6
(2) 外来収益	25,490,622,438		26,830,202,406		26,359,843,770		△ 470,358,636	△ 1.8
(3) その他医業収益	5,917,873,356		5,852,017,284		5,961,928,751		109,911,467	1.9
2 医業費用	92,228,522,481		95,069,072,044		97,020,377,863		1,951,305,819	2.1
(1) 給与費	52,901,454,611		54,266,140,012		55,657,744,879		1,391,604,867	2.6
(2) 材料費	22,390,810,946		23,506,258,072		23,149,993,859		△ 356,264,213	△ 1.5
(3) 経費	12,842,314,382		12,809,094,486		13,016,504,066		207,409,580	1.6
(4) 交際費	107,593		114,519		123,074		8,555	7.5
(5) 減価償却費	3,567,168,289		3,915,599,027		4,571,396,071		655,797,044	16.7
(6) 資産減耗費	109,564,585		154,853,221		200,594,937		45,741,716	29.5
(7) 研究研修費	417,102,075		417,012,707		424,020,977		7,008,270	1.7
<b>(医業損失)</b>	<b>4,952,943,095</b>		<b>7,166,701,383</b>		<b>9,121,611,373</b>		<b>1,954,909,990</b>	<b>27.3</b>
3 医業外収益	12,857,563,832		12,806,539,657		14,825,038,151		2,018,498,494	15.8
(1) 受取利息及び配当金	16,342,342		18,046,537		8,418,149		△ 9,628,388	△ 53.4
(2) 補助金	768,287,440		798,841,960		786,535,000		△ 12,306,960	△ 1.5
(3) 負担金交付金	11,517,014,000		10,878,245,000		12,104,375,000		1,226,130,000	11.3
(4) 患者外給食収益	5,440,213		5,639,647		4,590,084		△ 1,049,563	△ 18.6
(5) 長期前受金戻入	0		588,940,576		1,366,579,301		777,638,725	132.0
(6) その他医業外収益	550,479,837		516,825,937		554,540,617		37,714,680	7.3
4 医業外費用	6,736,475,381		6,354,414,656		5,881,588,022		△ 472,826,634	△ 7.4
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,456,964,759		2,267,970,860		2,076,897,860		△ 191,073,000	△ 8.4
(2) 繰延勘定償却	548,057,824		415,281,220		291,997,965		△ 123,283,255	△ 29.7
(3) 患者外給食材料費	2,280,191		2,633,500		1,767,650		△ 865,850	△ 32.9
(4) 雑損失	3,729,172,607		3,668,529,076		3,510,924,547		△ 157,604,529	△ 4.3
<b>(医業外利益)</b>	<b>6,121,088,451</b>		<b>6,452,125,001</b>		<b>8,943,450,129</b>		<b>2,491,325,128</b>	<b>38.6</b>
經常損益	1,168,145,356		△ 714,576,382		△ 178,161,244		536,415,138	75.1
5 特別利益	112,304,955		0		372,169,994		372,169,994	皆増
(1) その他特別利益	112,304,955		0		372,169,994		372,169,994	皆増
6 特別損失	28,646,672,349		659,816,030		1,028,636,002		368,819,972	55.9
(1) 減損損失	1,843,779,867		223,153,586		0		△ 223,153,586	皆減
(2) その他特別損失	26,802,892,482		436,662,444		1,028,636,002		591,973,558	135.6
<b>(事業収益合計)</b>	<b>100,245,448,173</b>		<b>100,708,910,318</b>		<b>103,095,974,635</b>		<b>2,387,064,317</b>	<b>2.4</b>
<b>(事業費用合計)</b>	<b>127,611,670,211</b>		<b>102,083,302,730</b>		<b>103,930,601,887</b>		<b>1,847,299,157</b>	<b>1.8</b>
<b>(差引純利益)</b>	<b>△ 27,366,222,038</b>		<b>△ 1,374,392,412</b>		<b>△ 834,627,252</b>		<b>539,765,160</b>	<b>39.3</b>
前年度繰越欠損金	16,404,166,372		43,770,388,410		45,144,780,822		1,374,392,412	3.1
当年度未処理欠損金	43,770,388,410		45,144,780,822		45,979,408,074		834,627,252	1.8

(参考) 利用患者数及び病床利用率

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度増減	
	人	人	人	人	%
入院患者数 (a)	1,306,736	1,269,916	1,263,986	△ 5,930	△ 0.5
外来患者数 (b)	2,026,398	1,967,743	1,919,999	△ 47,744	△ 2.4
年間延患者数 (a)+(b)	3,333,134	3,237,659	3,183,985	△ 53,674	△ 1.7
病床利用率	74.5%	72.7%	72.3%	-	△ 0.4

※ 病床利用率 = (年間延入院患者数 ÷ 年間延病床数) × 100

比較貸借対照表

科 目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		対前年度増減	
	金 額	率	金 額	率	金 額	率	金 額	率
	円	%	円	%	円	%	円	%
1 固定資産	193,277,023,812		196,850,515,029		199,237,857,297		2,387,342,268	1.2
(1) 土地	18,002,771,670		17,878,145,877		18,000,254,389		122,108,512	0.7
(2) 建物	130,495,570,052		132,467,298,811		132,296,403,739		△ 170,895,072	△ 0.1
(3) 医療器械	34,250,352,608		35,066,372,001		35,534,540,767		468,168,766	1.3
(4) 備品	2,106,031,040		2,420,972,198		2,645,230,588		224,258,390	9.3
(5) 車両	129,306,889		129,479,715		144,635,619		15,155,904	11.7
(6) 放射性同位元素	940,050		940,050		0		△ 940,050	皆減
(7) リース資産	0		0		118,157,909		118,157,909	皆増
(8) その他有形固定資産	2,350,734,856		2,216,401,297		2,237,471,985		21,070,688	1.0
(9) 建設仮勘定	552,553,947		251,493,692		983,489,765		731,996,073	291.1
(10) 電話加入権	42,253,843		42,253,843		42,253,843		0	0.0
(11) ソフトウェア	556,605,534		1,240,656,248		1,690,103,028		449,446,780	36.2
(12) 長期貸付金	2,296,700,000		2,636,300,000		2,872,700,000		236,400,000	9.0
返還免除引当金	△ 306,700,000		△ 346,650,000		△ 371,650,000		△ 25,000,000	△ 7.2
(13) 長期前払消費税	1,829,430,523		1,876,378,497		2,073,792,865		197,414,368	10.5
(14) 医師養成負担金	970,472,800		970,472,800		970,472,800		0	0.0
2 流動資産	27,702,741,942		26,535,100,122		22,519,737,859		△ 4,015,362,263	△ 15.1
(1) 現金及び預金	10,999,526,271		6,019,944,632		5,743,486,395		△ 276,458,237	△ 4.6
(2) 過年度医業未収金	561,339,573		557,562,031		547,084,959		△ 10,477,072	△ 1.9
(3) 年度内医業未収金	13,702,927,523		14,255,046,514		14,190,620,580		△ 64,425,934	△ 0.5
(4) 医業外未収金	694,937,364		729,765,986		791,071,364		61,305,378	8.4
(5) その他未収金	1,288,041,898		3,754,152,987		519,355,150		△ 3,234,797,837	△ 86.2
貸倒引当金	△ 39,748,105		△ 38,675,717		△ 35,457,359		3,218,358	8.3
(6) 薬品	366,112,072		392,417,210		380,849,086		△ 11,568,124	△ 2.9
(7) 燃料	50,965,095		33,685,797		41,529,991		7,844,194	23.3
(8) 前払金	78,640,251		831,200,682		341,197,693		△ 490,002,989	△ 59.0
3 繰延勘定	967,969,939		552,688,719		260,690,754		△ 291,997,965	△ 52.8
(1) 開発費	967,969,939		552,688,719		260,690,754		△ 291,997,965	△ 52.8
<b>資 産 合 計</b>	<b>221,947,735,693</b>		<b>223,938,303,870</b>		<b>222,018,285,910</b>		<b>△ 1,920,017,960</b>	<b>△ 0.9</b>
4 固定負債	143,885,275,188		136,702,171,356		130,153,194,868		△ 6,548,976,488	△ 4.8
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	109,591,923,231		102,951,715,527		96,553,814,966		△ 6,397,900,561	△ 6.2
(2) その他の企業債	190,600,000		423,900,000		909,600,000		485,700,000	114.6
(3) その他の長期借入金	9,000,000,000		8,000,000,000		7,000,000,000		△ 1,000,000,000	△ 12.5
(4) リース債務	0		0		97,480,656		97,480,656	皆増
(5) 退職給付引当金	25,102,751,957		25,326,555,829		25,592,299,246		265,743,417	1.0
5 流動負債	21,468,605,211		24,402,878,965		23,586,610,934		△ 816,268,031	△ 3.3
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,457,297,098		12,125,220,762		12,523,049,802		397,829,040	3.3
(2) その他の企業債	192,000,000		237,700,000		106,300,000		△ 131,400,000	△ 55.3
(3) その他の長期借入金	1,000,000,000		1,000,000,000		1,000,000,000		0	0.0
(4) リース債務	0		0		31,304,291		31,304,291	皆増
(5) 医業未払金	3,628,677,920		3,926,997,735		3,816,541,881		△ 110,455,854	△ 2.8
(6) 医業外未払金	53,213,800		22,539,300		32,044,319		9,505,019	42.2
(7) その他未払金	2,492,001,510		4,201,957,831		3,104,717,237		△ 1,097,240,594	△ 26.1
(8) 賞与引当金	1,946,467,982		2,096,509,793		2,206,459,275		109,949,482	5.2
(9) 法定福利費引当金	341,049,432		390,185,602		397,447,276		7,261,674	1.9
(10) 預り金	357,897,469		401,767,942		368,746,853		△ 33,021,089	△ 8.2
6 繰延収益	2,920,003,100		6,389,747,530		8,728,107,844		2,338,360,314	36.6
(1) 長期前受金	2,920,003,100		6,389,747,530		8,728,107,844		2,338,360,314	36.6
<b>負 債 合 計</b>	<b>168,273,883,499</b>		<b>167,494,797,851</b>		<b>162,467,913,646</b>		<b>△ 5,026,884,205</b>	<b>△ 3.0</b>
7 資本金	27,326,786,902		27,330,072,902		27,331,313,902		1,241,000	0.0
(1) 資本金	27,326,786,902		27,330,072,902		27,331,313,902		1,241,000	0.0
8 剰余金	26,347,065,292		29,113,433,117		32,219,058,362		3,105,625,245	10.7
(1) 資本剰余金	70,117,453,702		74,258,213,939		78,198,466,436		3,940,252,497	5.3
(2) 当年度未処理欠損金	43,770,388,410		45,144,780,822		45,979,408,074		834,627,252	1.8
<b>資 本 合 計</b>	<b>53,673,852,194</b>		<b>56,443,506,019</b>		<b>59,550,372,264</b>		<b>3,106,866,245</b>	<b>5.5</b>
<b>負 債 資 本 合 計</b>	<b>221,947,735,693</b>		<b>223,938,303,870</b>		<b>222,018,285,910</b>		<b>△ 1,920,017,960</b>	<b>△ 0.9</b>

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>平成28年度の岩手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。          なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況          平成28年度の総収支の状況は、事業収益1,030億9,597万4,635円に対し事業費用1,039億3,060万1,887円で、純損失8億3,462万7,252円となり、当年度末の累積欠損金は459億7,940万8,074円となった。          内訳について見ると、医業収益は、診療報酬改定による診療単価の伸び等により、患者1人1日あたりの収益は増加したものの、地域の医療機関との役割分担と連携を進めたことによる在院日数の短縮等により入院・外来患者数が減少したことから、ほぼ横ばいで推移した。医業外収益は、高度医療等にかかる一般会計繰入金等の増により20億1,800万円余増加した。          医業費用は、給与改定に伴う人件費の伸びや減価償却費の増等により19億5,130万円余増加した。医業外費用は、繰延勘定償却額や企業債利息の減等により4億7,282万円余減少した。          この結果、本業における損益を示す経常損益では、1億7,816万円余の損失を計上した。          こうした状況の中、東日本大震災津波で被災した病院の再建に取り組み、平成28年5月には大槌病院が、9月には山田病院が開院した。          また、「岩手県立病院等の経営計画《2014-2018》」に基づき、新規又は上位の施設基準の取得による収益確保、SPD（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、給食業務委託の導入や後発医薬品の使用拡大等による経費節減、滞納債権回収業務委託による個人医療費未収金の縮減など、経営改善に取り組んだ。          なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を基本とした他の医療機関との機能分担・連携強化や基幹病院を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の構築に取り組んでいる。</p> <p>○審査意見          東日本大震災津波により被災した沿岸地域の病院については、関係機関との協議や都市計画との調整を図りながら再建に取り組んできたところであり、これまでに大槌病院と山田病院を開院し、高田病院についても平成29年度内に開院する目処が立ったことは評価される。          しかしながら、3期連続で純損失の計上を余儀なくされるなど、厳しい状況が続いており、今後より一層の経営努力が求められる。          このことから、今後の事業運営に当たっては、基本となる医業収益の確保に加えて、病床数の最適化、材料在庫等の適正管理、個人医療費未収金の縮減、施設・設備の効率的な整備などにより、経常利益の確保に努めるとともに、地域医療構想の推進や新たな公立病院改革ガイドラインなど経営を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、段階的な累積欠損金の縮減という点からも経営計画に掲げる安定した経営基盤の確立に向けた取組を一層積極的に推進されたい。          なお、医師確保及び定着支援策を積極的に推進し、診療体制の充実・強化を図り、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに、他の医療機関との連携促進など地域医療を支える体制の更なる強化を期待する。</p>

※意見書提出年月日 平成29年9月11日

(3) 平成28年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		対前年度増減	
	金額	円	金額	円	金額	円	金額	率
1 営業収益	4,616,284,735	円	4,697,380,416	円	4,738,442,010	円	41,061,594	0.9
(1) 電力料	4,531,732,198	円	4,629,417,250	円	4,686,343,940	円	56,926,690	1.2
(2) 営業雑収益	84,552,537	円	67,963,166	円	52,098,070	円	△ 15,865,096	△ 23.3
2 附帯事業収益	93,370,509	円	144,939,999	円	132,239,429	円	△ 12,700,570	△ 8.8
(1) 電力料	93,370,509	円	144,939,999	円	132,239,429	円	△ 12,700,570	△ 8.8
(2) 附帯事業雑収益	0	円	180	円	180	円	0	0.0
3 営業費用	4,053,594,114	円	3,705,957,775	円	3,843,289,699	円	137,331,924	3.7
(1) 水力発電費用	3,495,394,622	円	3,027,395,535	円	3,277,851,379	円	250,455,844	8.3
(2) 管理費	558,199,492	円	678,562,240	円	565,438,320	円	△ 113,123,920	△ 16.7
4 附帯事業費用	90,100,537	円	104,197,193	円	111,767,900	円	7,570,707	7.3
(1) 風力発電費用	79,955,537	円	72,780,927	円	70,182,829	円	△ 2,598,098	△ 3.6
(2) 太陽光発電費用	10,145,000	円	31,416,266	円	41,585,071	円	10,168,805	32.4
(営業利益)	565,960,593	円	1,032,165,447	円	915,623,840	円	△ 116,541,607	△ 11.3
5 財務収益	80,021,522	円	99,642,738	円	109,458,671	円	9,815,933	9.9
(1) 受取配当金	56,812,740	円	80,273,405	円	97,981,910	円	17,708,505	22.1
(2) 受取利息	23,151,482	円	19,312,033	円	11,419,461	円	△ 7,892,572	△ 40.9
(3) 有価証券取得差益	57,300	円	57,300	円	57,300	円	0	0.0
6 事業外収益	100,471,556	円	76,168,308	円	76,213,844	円	45,536	0.1
(1) 長期前受金戻入	55,888,962	円	50,024,095	円	49,651,804	円	△ 372,291	△ 0.7
(2) 雑収益	44,582,594	円	26,144,213	円	26,562,040	円	417,827	1.6
7 財務費用	98,400,184	円	87,229,697	円	76,164,045	円	△ 11,065,652	△ 12.7
(1) 支払利息	98,373,518	円	87,179,497	円	76,063,645	円	△ 11,115,852	△ 12.8
(2) 有価証券償却費	26,666	円	50,200	円	100,400	円	50,200	100.0
8 事業外費用	1,266,852	円	27,998,220	円	2,868,133	円	△ 25,130,087	△ 89.8
雑損失	1,266,852	円	27,998,220	円	2,868,133	円	△ 25,130,087	△ 89.8
(営業外利益)	80,826,042	円	60,583,129	円	106,640,337	円	46,057,208	76.0
経常利益	646,786,635	円	1,092,748,576	円	1,022,264,177	円	△ 70,484,399	△ 6.5
9 特別利益	239,975,322	円	0	円	0	円	0	0.0
10 特別損失	64,002,051	円	0	円	0	円	0	0.0
(事業収益合計)	5,130,123,644	円	5,018,131,461	円	5,056,353,954	円	38,222,493	0.8
(事業費用合計)	4,307,363,738	円	3,925,382,885	円	4,034,089,777	円	108,706,892	2.8
(差引純利益)	822,759,906	円	1,092,748,576	円	1,022,264,177	円	△ 70,484,399	△ 6.5
前年度繰越利益剰余金	2,214,233	円	0	円	0	円	0	0.0
その他未処分利益剰余金変動額	953,681,150	円	70,569,926	円	2,404,746,417	円	2,334,176,491	3,307.6
当年度未処分利益剰余金	1,778,655,289	円	1,163,318,502	円	3,427,010,594	円	2,263,692,092	194.6

(参考) 供給電力量の状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	前年度増減	
	kWh	kWh	kWh	kWh	%
水力発電(16発電所)	539,554,532	563,628,401	536,850,246	△ 26,778,155	△ 4.8
風力発電(1発電所)	4,241,360	4,272,780	4,092,470	△ 180,310	△ 4.2
太陽光発電(1発電所)	407,477	1,734,199	1,594,447	△ 139,752	△ 8.1

比較貸借対照表

科目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		対前年度増減	
	金額	円	金額	円	金額	円	金額	率
1 固定資産	29,998,212,451	円	28,419,573,372	円	35,041,067,258	円	6,621,493,886	23.3
(1) 水力発電設備	19,938,777,432	円	18,987,833,196	円	18,507,961,259	円	△ 479,871,937	△ 2.5
(2) 業務設備	231,018,541	円	228,727,464	円	223,934,204	円	△ 4,793,260	△ 2.1
(3) 附帯事業固定資産	769,084,516	円	710,414,056	円	651,537,019	円	△ 58,877,037	△ 8.3
(4) 建設仮勘定	37,457,166	円	797,923,935	円	8,300,803,395	円	7,502,879,460	940.3
(5) 建設準備勘定	540,714,908	円	228,519,607	円	228,523,907	円	4,300	0.0
(6) 電話加入権	6,467,283	円	6,467,283	円	6,467,283	円	0	0.0
(7) 電気通信施設利用権	900,264	円	755,601	円	706,912	円	△ 48,689	△ 6.4
(8) ダム使用権	916,511,154	円	887,646,415	円	858,781,676	円	△ 28,864,739	△ 3.3
(9) 電気供給施設利用権	6,226,834	円	2,677,587	円	639,426	円	△ 2,038,161	△ 76.1
(10) 水利利用権	13,638,730	円	15,466,025	円	13,093,320	円	△ 2,372,705	△ 15.3
(11) 水道施設利用権	180,150	円	163,650	円	147,150	円	△ 16,500	△ 10.1
(12) 地役権	7,025,681	円	6,824,783	円	6,623,885	円	△ 200,898	△ 2.9
(13) 借地権	225,740	円	225,740	円	225,740	円	0	0.0
(14) 長期未収金	0	円	0	円	11,360,866	円	11,360,866	皆増
貸倒引当金	0	円	0	円	△ 11,360,866	円	△ 11,360,866	-
(15) 投資有価証券	5,929,784,052	円	5,379,719,030	円	5,873,299,082	円	493,580,052	9.2
(16) 出資金	30,000,000	円	20,000,000	円	10,000,000	円	△ 10,000,000	△ 50.0
(17) 長期貸付金	1,555,020,000	円	1,129,029,000	円	343,143,000	円	△ 785,886,000	△ 69.6
(18) その他投資	15,180,000	円	17,180,000	円	15,180,000	円	△ 2,000,000	△ 11.6
2 流動資産	16,147,378,077	円	16,905,867,643	円	19,418,699,433	円	2,512,831,790	14.9
(1) 現金預金	14,483,983,818	円	15,997,599,431	円	10,617,117,883	円	△ 5,380,481,548	△ 33.6
(2) 未収金	500,856,218	円	493,622,516	円	493,622,516	円	522,057,472	105.8
貸倒引当金	0	円	△ 11,360,866	円	0	円	11,360,866	-
(3) 有価証券	398,900,000	円	0	円	7,000,000,000	円	7,000,000,000	皆増
(4) 貯蔵品	15,562	円	15,562	円	15,562	円	0	0.0
(5) 短期貸付金	763,617,000	円	425,991,000	円	785,886,000	円	359,895,000	84.5
(6) 前払金	5,479	円	0	円	0	円	0	0.0
資産合計	46,145,590,528	円	45,325,441,015	円	54,459,766,691	円	9,134,325,676	20.2
3 固定負債	4,057,169,668	円	3,742,442,325	円	4,906,680,950	円	1,164,238,625	31.1
(1) 企業債	2,491,172,850	円	2,186,426,433	円	3,325,585,657	円	1,139,159,224	52.1
(2) リース債務	0	円	4,081,698	円	2,267,610	円	△ 1,814,088	△ 44.4
(3) 引当金	1,565,996,818	円	1,551,934,194	円	1,578,827,683	円	26,893,489	1.7
ア退職給付引当金	750,276,866	円	758,998,078	円	785,891,567	円	26,893,489	3.5
イ修繕引当金	815,719,952	円	792,936,116	円	443,882,116	円	△ 349,054,000	△ 44.0
ウ喝水準備引当金	-	円	-	円	-	円	-	-
エ退職給与引当金	-	円	-	円	-	円	-	-
オ修繕準備引当金	-	円	-	円	-	円	-	-
カ特別修繕引当金	-	円	-	円	349,054,000	円	349,054,000	皆増
4 流動負債	2,252,936,640	円	1,279,133,054	円	7,300,867,580	円	6,021,734,526	470.8
(1) 企業債	293,630,565	円	304,746,417	円	312,840,776	円	8,094,359	2.7
(2) リース債務	0	円	1,814,088	円	1,814,088	円	0	0.0
(3) 未払金	1,876,111,751	円	893,394,520	円	6,909,712,076	円	6,016,317,556	673.4
(4) 引当金	72,102,000	円	71,200,000	円	66,974,579	円	△ 4,225,421	△ 5.9
ア賞与引当金	61,225,000	円	58,871,000	円	56,988,765	円	△ 1,882,235	△ 3.2
イ法定福利費引当金	10,877,000	円	12,329,000	円	9,985,814	円	△ 2,343,186	△ 19.0
(5) その他流動負債	11,092,324	円	7,978,029	円	9,526,061	円	1,548,032	19.4
5 繰延収益	1,256,292,448	円	1,206,268,353	円	1,656,616,549	円	450,348,196	37.3
(1) 長期前受金	1,256,292,448	円	1,206,268,353	円	1,656,616,549	円	450,348,196	37.3
負債合計	7,566,398,756	円	6,227,843,732	円	13,864,165,079	円	7,636,321,347	122.6
6 資本	27,546,940,386	円	28,500,621,536	円	28,571,191,462	円	70,569,926	0.2
(1) 資本金	27,546,940,386	円	28,500,621,536	円	28,571,191,462	円	70,569,926	0.2
(2) 自己資本	-	円	-	円	-	円	-	-
(3) 借入金	-	円	-	円	-	円	-	-
7 剰余金	6,434,804,517	円	6,537,801,943	円	7,471,613,194	円	933,811,251	14.3
(1) 資本剰余金	8,682,532	円	8,682,532	円	8,682,532	円	0	0.0
(2) 利益剰余金	6,426,121,985	円	6,529,119,411	円	7,462,930,662	円	933,811,251	14.3
ア減債積立金	129,215,278	円	511,348,491	円	723,976,362	円	212,627,871	41.6
イ利益積立金	5,000,000	円	5,000,000	円	5,000,000	円	0	0.0
ウ建設改良積立金	3,454,442,253	円	3,454,442,253	円	1,971,816,541	円	△ 1,482,625,712	△ 42.9
エ中小水力発電開発改良積立金	955,221,011	円	955,221,011	円	855,221,011	円	△ 100,000,000	△ 10.5
オ環境保全・リノエネキ導入促進積立金	103,588,154	円	146,635,154	円	40,117,000	円	△ 106,518,154	△ 73.3
カ喝水準備積立金	-	円	333,271,000	円	333,271,000	円	0	0.0
キ当年度未処分利益剰余金	1,778,655,289	円	1,163,318,502	円	3,427,010,594	円	2,263,692,092	194.6
8 評価差額等	4,597,446,869	円	4,059,173,804	円	4,552,796,956	円	493,623,152	12.2
その他有価証券評価差額	4,597,446,869	円	4,059,173,804	円	4,552,796,956	円	493,623,152	12.2

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>平成28年度の岩手県電気事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。          なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況          平成28年度の総収支の状況は、事業収益50億5,635万3,954円に対し、事業費用40億3,408万9,777円で、純利益10億2,226万4,177円を確保した。          事業収益は、出水率の低下、御所発電所の大規模改良工事に伴う発電停止などにより電力供給量は減となったが、水力発電の売電単価の増により、電力料収入が伸びたことなどにより前年度に比べ3,822万円余増加した。          事業費用は、委託費等の増により、前年度に比べ1億870万円余増加した。          この結果、純利益は前年度比7,048万円余減少した。          なお、過年度の太陽光発電の電力料収入1,136万円余が、長期未収金となっている。</p> <p>○審査意見          平成28年度は、純利益は減少したものの、引き続き経営は良好に推移しているものと認められる。          当事業は黒字が継続しているが、一方で、施設の高経年化に伴う老朽化対策や新規開発に伴う費用の増加が見込まれることなどから、今後は中長期的な視点も重視した的確な舵取りが求められる。          このことから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に掲げる「運転年数100年」の実現に向け、老朽化施設の更新、改良、修繕を計画的に実施するとともに、電力の安定供給を通じて、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。          また、電力システム改革の進展などに伴う「岩手県企業局第5次中期経営計画」の取組を着実に実施し、電気事業を取り巻く環境の変化への対応に万全を期されたい。          なお、クリーンエネルギー導入支援事業等の地域貢献活動については、被災地への支援も実施するなど、その効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 平成29年9月11日

(4) 平成28年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 営業収益	850,626,030	844,820,293	835,034,857	△ 9,785,436	△1.2
(1) 給水収益	635,241,300	629,345,028	621,395,928	△ 7,949,100	△1.3
(2) ろ過給水収益	213,302,104	213,455,255	213,058,314	△ 396,941	△0.2
(3) 営業雑収益	2,082,626	2,020,010	580,615	△ 1,439,395	△71.3
2 営業費用	678,180,668	730,264,836	791,059,521	60,794,685	8.3
(1) 工業用水道業務費	592,789,667	627,471,913	608,896,901	△ 18,575,012	△3.0
(2) ろ過施設業務費	82,836,111	99,655,033	94,320,601	△ 5,334,432	△5.4
(3) 管理費	2,554,890	3,137,890	87,842,019	84,704,129	2,699.4
(営業利益)	172,445,362	114,555,457	43,975,336	△ 70,580,121	△61.6
3 財務収益	533,054	253,508	57,342	△ 196,166	△77.4
受取利息	533,054	253,508	57,342	△ 196,166	△77.4
4 事業外収益	40,080,269	87,858,225	72,687,301	△ 15,170,924	△17.3
(1) 長期前受金戻入	38,532,580	49,640,021	37,060,376	△ 12,579,645	△25.3
(2) 貸倒引当金戻入	0	850,824	0	△ 850,824	皆減
(3) 雑収益	1,547,689	37,367,380	35,626,925	△ 1,740,455	△4.7
5 財務費用	68,234,158	62,504,111	56,395,007	△ 6,109,104	△9.8
支払利息	68,234,158	62,504,111	56,395,007	△ 6,109,104	△9.8
6 事業外費用	969,302	568,482	243,433	△ 325,049	△57.2
雑損失	969,302	568,482	243,433	△ 325,049	△57.2
(営業外利益)	△ 28,590,137	25,039,140	16,106,203	△ 8,932,937	△35.7
経常利益	143,855,225	139,594,597	60,081,539	△ 79,513,058	△57.0
7 特別利益	0	7,145,934	0	△ 7,145,934	皆減
8 特別損失	62,393,334	0	0	0	0.0
(事業収益合計)	891,239,353	940,077,960	907,779,500	△ 32,298,460	△3.4
(事業費用合計)	809,777,462	793,337,429	847,697,961	54,360,532	6.9
(差引純利益)	81,461,891	146,740,531	60,081,539	△ 86,658,992	△59.1
前年度繰越利益剰余金	28,796,101	0	0	0	0.0
その他未処分利益剰余金変動額	0	110,257,992	146,740,531	36,482,539	33.1
当年度未処分利益剰余金	110,257,992	256,998,523	206,822,070	△ 50,176,453	△19.5

(参考) 給水の状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度増減	
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	%
年間総給水量	14,285,652	14,355,663	14,251,089	△ 104,574	△0.7
一日平均給水量	39,139	39,223	39,044	△ 179	△0.5
契約水量(日量)	38,431	39,231	39,231	0	0.0

比較貸借対照表

科 目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 固定資産	8,820,317,224	8,848,122,313	8,889,850,948	41,728,635	0.5
(1) 工業用水道設備	8,611,021,207	8,471,999,263	8,591,027,544	119,028,281	1.4
ア土地	—	—	219,454,105	—	—
イ建物	—	—	305,163,899	—	—
ウ構築物	—	—	6,170,899,272	—	—
エ機械及び装置	—	—	1,886,702,409	—	—
オ車両運搬具	—	—	6,405,524	—	—
カ工具、器具及び備品	—	—	2,402,335	—	—
(2) 建設仮勘定	204,935,567	371,777,000	292,993,274	△ 78,783,726	△21.2
(3) 建設準備勘定	3,785,000	3,785,000	4,299,000	514,000	13.6
(4) 電話加入権	461,450	461,450	461,450	0	0.0
(5) 電気通信施設利用権	114,000	99,600	85,200	△ 14,400	△14.5
(6) 水道施設利用権	0	0	0	0	0.0
(7) 電気供給施設利用権	0	0	0	0	0.0
(8) 長期未収金	850,824	0	984,480	984,480	皆増
貸倒引当金	△ 850,824	0	0	0	0.0
2 流動資産	738,488,510	902,994,750	823,505,840	△ 79,488,910	△8.8
(1) 現金預金	627,685,068	729,497,661	746,695,426	17,197,765	2.4
(2) 未収金	110,803,442	173,497,089	76,810,414	△ 96,686,675	△55.7
資産合計	9,558,805,734	9,751,117,063	9,713,356,788	△ 37,760,275	△0.4
3 固定負債	4,061,095,407	3,983,086,121	4,037,238,668	54,152,547	1.4
(1) 企業債	3,521,203,217	3,667,380,046	3,750,644,749	83,264,703	2.3
(2) 他会計借入金	427,571,000	229,029,000	143,143,000	△ 85,886,000	△37.5
(3) 引当金	112,321,190	86,677,075	143,450,919	56,773,844	65.5
ア退職給付引当金	82,653,491	57,009,376	113,783,220	56,773,844	99.6
イ修繕引当金	29,667,699	29,667,699	29,667,699	0	0.0
ウ退職給与引当金	—	—	—	—	—
エ修繕準備引当金	—	—	—	—	—
4 流動負債	652,015,991	826,304,372	711,370,387	△ 114,933,985	△13.9
(1) 企業債	329,731,975	316,823,171	300,779,740	△ 16,043,431	△5.1
(2) 他会計借入金	186,617,000	198,542,000	85,886,000	△ 112,656,000	△56.7
(3) 未払金	126,900,170	303,951,964	315,611,738	11,659,774	3.8
(4) 引当金	6,663,000	6,467,000	8,751,374	2,284,374	35.3
ア賞与引当金	5,659,000	5,372,000	7,440,027	2,068,027	38.5
イ法定福利費引当金	1,004,000	1,095,000	1,311,347	216,347	19.8
(5) その他流動負債	2,103,846	520,237	341,535	△ 178,702	△34.4
5 繰延収益	1,583,043,752	1,533,403,731	1,496,343,355	△ 37,060,376	△2.4
(1) 長期前受金	1,583,043,752	1,533,403,731	1,496,343,355	△ 37,060,376	△2.4
負債合計	6,296,155,150	6,342,794,224	6,244,952,410	△ 97,841,814	△1.5
6 資本金	3,104,132,397	3,104,132,397	3,214,390,389	110,257,992	3.6
(1) 資本金	3,104,132,397	3,104,132,397	3,214,390,389	110,257,992	3.6
(2) 自己資本金	—	—	—	—	—
(3) 借入資本金	—	—	—	—	—
7 剰余金	158,518,187	304,190,442	254,013,989	△ 50,176,453	△16.5
(1) 資本剰余金	48,260,195	47,191,919	47,191,919	0	0.0
(2) 利益剰余金	110,257,992	256,998,523	206,822,070	△ 50,176,453	△19.5
ア当年度未処分利益剰余金	110,257,992	256,998,523	206,822,070	△ 50,176,453	△19.5
資本合計	3,262,650,584	3,408,322,839	3,468,404,378	60,081,539	1.8
負債資本合計	9,558,805,734	9,751,117,063	9,713,356,788	△ 37,760,275	△0.4

イ 意見書の内容

審査の方法	平成28年度の岩手県工業用水道事業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
審査意見	<p>○経営の状況 平成28年度の総収支の状況は、事業収益9億777万9,500円に対し、事業費用8億4,769万7,961円で、純利益6,008万1,539円を確保した。 事業収益は、給水に係る営業収益において、工業用水給水量の減などにより前年度に比べ978万円余減少した。事業外収益は、固定資産の除却に伴う長期前受金戻入の減などにより1,517万円余減少した。退職給付引当金の戻入714万円余の特別利益が皆減となったことなどから、全体では前年度に比べ3,229万円余減少した。 事業費用は、営業費用が人件費の増などにより前年度に比べ6,079万円余増加した。財務費用は借入利息の減により610万円余減少したことなどから、全体では前年度に比べ5,436万円余増加した。 この結果、純利益は前年度比8,665万円余減少した。</p> <p>○審査意見 平成28年度は、営業収益が工業用水給水量の減などにより減少したが、本業に係る経常損益においては、前年度を下回ったものの、引き続き利益を確保するなど経営努力が認められる。 しかしながら、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、施設の老朽化対策に係る修繕費の増加等により、厳しい状況が続くと見込まれることから、一層の経営の安定化に向けて、施設の更新、改良、修繕を計画的かつ効率的に実施するよう努められたい。 また、今後の経営に当たっては、ユーザー企業の活動などに支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、新たな需要を開拓するなど、契約水量の増加に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 平成29年9月11日

## 8 定額資金運用基金運用状況審査

### (1) 平成28年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要

ア 審査の対象  
自治振興基金

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	7,706,000,000	7,706,000,000	
年 度 末 貸 付 現 在 額	4,372,054,833	4,388,943,071	△ 16,888,238
当 年 度 の 状 況			
貸 付 額	484,200,000	674,400,000	△ 190,200,000
償 還 額	595,568,877	691,288,238	△ 95,719,361
当 年 度 末 貸 付 現 在 額	4,260,685,956	4,372,054,833	△ 111,368,877
当 年 度 末 貸 付 資 金 残 額	3,445,314,044	3,333,945,167	111,368,877

岩手競馬再生推進基金

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	27,750,000,000	27,750,000,000	
年 度 末 貸 付 現 在 額	23,674,545,680	24,124,545,680	△ 450,000,000
当 年 度 の 状 況			
貸 付 額	36,249,091,360	36,249,091,360	
償 還 額	36,699,091,360	36,699,091,360	
当 年 度 末 貸 付 現 在 額	23,224,545,680	23,674,545,680	△ 450,000,000
当 年 度 末 貸 付 資 金 残 額	4,525,454,320	4,075,454,320	450,000,000

土地開発基金

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	2,200,000,000	2,200,000,000	
年 度 末 貸 付 現 在 高 額	66,702,090		66,702,090
当 年 度 の 状 況			
用 地 取 得 額	66,702,090	66,702,090	△ 66,702,090
引 渡 額			66,702,090
償 還 額			
当 年 度 末 用 地 現 在 高 額		66,702,090	△ 66,702,090
当 年 度 末 貸 付 現 在 高 額	2,200,000,000	2,133,297,910	66,702,090
当 年 度 末 貸 付 資 金 現 在 高 額			

用品調達基金

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額 (a)	50,000,000	50,000,000	
用 品 購 入 額 (b)	4,295,445,015	3,764,892,996	530,552,019
払 出 額 (c)	4,295,445,015	3,764,892,996	530,552,019
年 度 末 在 庫 額 (b)-(c) (d)			
払 出 価 値 額 (e)	4,295,445,015	3,764,892,996	530,552,019
運 用 益 金 (e)-(c) (f)			
運 用 益 率 (f)/(c) (g)			
回 転 数 (c)/(a) (h)	85.9回	75.3回	10.6回

美術品取得基金

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	500,000,000	500,000,000	
年 度 末 美 術 品 現 在 高 額	235,383,900	210,902,500	24,481,400
当 年 度 の 状 況			
美 術 品 取 得 額	7,026,800	24,481,400	△ 17,454,600
美 術 品 引 渡 額			
当 年 度 末 美 術 品 現 在 高 額	242,410,700	235,383,900	7,026,800
当 年 度 末 資 金 残 額	257,589,300	264,616,100	△ 7,026,800

イ 意見書の内容

審査の方法	平成28年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	平成28年度定額資金運用基金の運用状況は、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、適正に運用されているものと認められた。

※意見書提出年月日 平成29年9月11日

## 9 財政健全化審査

### (1) 平成28年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。					
審査の結果	1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。					
	健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	増 減	早期健全化基	財政再生基準
	実質赤字比率	— %	— %	— %	3.75%	5.00%
	連結実質赤字比率	— %	— %	— %	8.75%	15.00%
	実質公債費比率	19.5%	20.5%	△1.0%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	229.4%	224.6%	4.8%	400.0%	
※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。						
2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は19.5%となり、前年度に比べ1.0ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を5.5ポイント下回っている。将来負担比率は229.4%となり、前年度に比べ4.8ポイント増加したが、早期健全化基準の400.0%を170.6ポイント下回っている。						

#### (参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。 各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

#### (参考2)

##### 健全化判断比率の対象範囲

一般会計等	特別会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	比資金不足
		母子父子寡婦福祉資金						
		中小企業振興資金						
		証紙収入整理						
		沿岸漁業改善資金						
		土地先行取得事業						
		県有林事業						
		林業・木材産業資金						
		公債管理						
		公営事業会計	公営企業会計					
電気事業								
法非適用企業	病院事業							
	流域下水道事業							
	港湾整備事業							
一部事務組合	岩手県競馬組合							
地方独立行政法人	地方公社	岩手県土地開発公社						
	第三セクター等	岩手県工業技術センター						
		岩手県立大学						
第三セクター等	第三セクター等	クリーンいわて事業団						
		岩手県農業公社						
		岩手県信用保証協会						
		岩手県漁業信用基金協会						
		いわて産業振興センター						



(参考3)

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額 — 千円 剰余金 22,192,912千円

一般会計等に係る特別会計：

母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	— 千円
中小企業振興資金特別会計		— 千円
証紙収入整理特別会計		— 千円
沿岸漁業改善資金特別会計		— 千円
土地先行取得事業特別会計		— 千円
県有林事業特別会計		— 千円
林業・木材産業資金特別会計		— 千円
公債管理特別会計		— 千円

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 401,253,394千円

《算定》 一般会計の剰余金 22,192,912千円⇒実質赤字額なし

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{一般会計等に係る特別会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (①+②+③)}} = \frac{— 千円 + — 千円}{401,253,394千円} = \text{—}$$

※実質赤字額がないので「-」表示となる  
(分子の剰余金を計算すると△5.53%)

① 標準税収入額等 151,703,330千円  
② 普通交付税額 219,284,618千円  
③ 臨時財政対策債発行可能額 30,265,446千円

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質赤字額の合計額
  - ② 公営企業に係る特別会計の資金不足額の合計額
  - ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質黒字額の合計
  - ④ 公営企業に係る特別会計の資金剰余額の合計額

	①実質赤字額・②資金不足額 (千円)	③実質黒字額・④資金剰余額 (千円)	備考
一般会計等	—	22,192,912 (25,452,155)	歳入-歳出 (翌年度繰越等控除)
病院事業	—	13,368,931 (16,839,913)	流動資産-流動負債 - 地方債現在高
電気事業	—	12,497,648 (16,015,857)	
工業用水道事業	—	421,666 (399,980)	歳入-歳出-地方債現在高 (歳入+土地収入見込額) - (歳出+地方債残高)
流域下水道事業	—	860,313 (592,865)	
港湾整備事業	—	1,430,337 (1,515,510)	
計	0	50,771,807 (60,816,280)	

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 401,253,394千円

《算定》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①実質赤字額} + \text{②資金不足額} - \text{③実質黒字額} + \text{④資金剰余額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{— 千円 - 50,771,807千円}{401,253,394千円} = \text{—}$$

※実質赤字額がないので「-」表示となる  
(分子の剰余金を計算すると△12.65%)

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3ヵ年平均)

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
  - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
  - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金  
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
  - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金  
対象組合等：岩手県競馬組合
  - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

#### 実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	平成28年度 A	平成27年度 B	平成26年度 C	平成25年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	57,752,656	65,701,832	68,987,741	67,171,483
② 地方債の元利償還金	121,453,967	130,106,588	132,812,644	127,745,299
③ 準元利償還金	12,300,833	11,948,179	11,365,567	13,573,417
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	930,333	897,000	863,667	830,333
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	10,382,550	10,094,497	9,140,531	10,640,092
病院事業	8,264,978	7,747,510	6,897,449	8,326,738
電気事業	370	0	0	0
工業用水道事業	14,072	15,378	0	0
流域下水道事業	805,835	844,636	763,214	745,250
港湾整備事業	941,276	1,099,391	1,071,814	1,139,394
(臨海土地造成事業)	356,019	387,582	408,054	428,710
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	987,426	955,046	1,359,428	2,100,433
PFI事業に係るもの				
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(独)緑資源機構等の行う事業に対する負担金	987,424	955,044	1,277,272	2,052,107
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの	0	0	82,145	48,305
利子補給に係るもの	2	2	11	21
一時借入金の利子	524	1,636	1,941	2,559
④ 特定財源(貸付金の元利償還金及び県営住宅使用料)	1,261,325	1,185,283	1,352,163	1,227,108
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	74,740,819	75,167,652	73,838,307	72,920,125
分母 ⑥=⑦-⑧	326,512,575	331,359,346	324,196,844	325,757,421
⑦ 標準財政規模	401,253,394	406,526,998	398,035,151	398,677,546
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	74,740,819	75,167,652	73,838,307	72,920,125
実質公債費比率 ①/⑥	17.68773%	19.82797%	21.27958%	20.62009%

実質公債費比率  
平成28年度の数値(平成26~28の平均)

19.5%

20.5%

H25~27の平均

#### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。  
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：ア～クの合計額
  - ア 一般会計等の年度末地方債現在高
  - イ 債務負担行為に基づく支出予定額
  - ウ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額  
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
  - エ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額  
対象組合等：岩手県競馬組合
  - オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
  - カ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
  - キ 連結実質赤字額
  - ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額  
対象組合等：岩手県競馬組合
- 充当可能基金額：ア～カに充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額  
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額  
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金  
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

将来負担比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	平成28年度	構成比	平成27年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	749,047,911		744,333,900	4,714,011	
② 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,672,318,339	100.0%	1,710,137,601	△ 37,819,262	
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,407,167,913	84.1%	1,439,973,148	△ 32,805,235	
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	4,541,998	0.3%	5,626,442	△ 1,084,444	
PFI事業に係るもの					
利便施設及び公共施設を買い取るもの					
国営土地改良事業に係るもの (かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編整備事業、農用地総合整備事業)	2,835,284		3,741,609	△ 906,325	債務負担行為を設定
森林総合研究所等が行う事業に係るもの (農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	1,706,714		1,884,833	△ 178,119	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料					
依頼土地の買い戻しに係るもの					
その他これらに準ずるもの	0		0	0	宮古地区千徳合同公舎2号棟賃借など
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	82,442,721	4.9%	87,973,832	△ 5,531,111	地方債償還に係る一般会計等からの繰入金
病院事業	66,650,500		70,646,349	△ 3,995,849	
電気事業					
工業用水道事業	0		51,794	△ 51,794	
流域下水道事業	9,581,438		9,548,368	33,070	
港湾整備事業	6,210,783		7,727,321	△ 1,516,538	
⑥ 組合等が起した地方債の元利償還に充当する県からの負担等見込額		0.0%			0
⑦ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)	178,072,223	10.6%	176,451,036	1,621,187	一般会計等対象職員数17,975人
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	93,484	0.0%	113,143	△ 19,659	
土地開発公社					
岩手県工業技術センター					
岩手県立大学					
クリーンいわて事業団	75,440		91,280	△ 15,840	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県農業公社	18,044		21,863	△ 3,819	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県信用保証協会				0	損失補償実行率:0.1%
岩手県漁業信用基金協会				0	
岩手県産業振興センター				0	
⑨ 連結実質赤字額	0	0.0%	0	0	
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	0.0%	0	0	負担額と同額を基金から貸付(一般会計等負担なし)
岩手県競馬組合					
⑪ 充当可能基金額	81,827,189	4.9%	103,013,222	△ 21,186,033	
財政調整基金	22,786,370		28,335,941	△ 5,549,571	
減債基金	23,658,325		30,728,064	△ 7,069,739	
国民健康保険広域化等支援基金	297,257		585,815	△ 288,558	(H27新規)
地域振興基金	3,361,745		3,361,173	572	
東日本大震災津波復興基金	9,922,942		12,764,839	△ 2,841,897	
産業振興基金	0		0	0	
いわて社会貢献・復興活動支援基金	274,899		286,807	△ 11,908	
岩手県国民体育大会運営基金	0		6,748,178	△ 6,748,178	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	210,595		157,261	53,334	
環境保全基金	221,581		221,853	△ 272	
地域医療介護総合確保基金	636,941		412,601	224,340	
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	0		112,304	△ 112,304	
国民健康保険財政安定化基金	0		195,400	△ 195,400	(H27新規)
子育て支援対策臨時特例基金	0		0	0	
ふるさと水と土保全基金	515,949		527,115	△ 11,166	
県営林造成基金	347,791		363,849	△ 16,058	
公営林造成基金	123,608		52,912	70,696	
いわての森林づくり基金	1,500,673		1,119,271	381,402	
学校施設設備基金	5,486		5,732	△ 246	
いわての学び希望基金	7,484,670		7,176,794	307,876	
土地開発基金	2,200,000		2,133,298	66,702	
自治振興基金	3,445,314		3,333,945	111,369	
用品調達基金	50,000		50,000	0	
美術品取得基金	257,589		264,616	△ 7,027	
岩手競馬再生推進基金	4,525,454		4,075,454	450,000	
⑫ 特定財源見込額	51,518,906	3.1%	50,707,909	810,997	
国庫支出金	1,383,815		1,758,524	△ 374,709	国営土地改良事業負担金、森林総合研究所岩手県土地改良事業負担金
地方債を財源とする貸付金の償還金	41,124,334		40,303,685	820,649	ふるさと融資元金償還金、中小企業高度化資金貸付金償還金など
公営住宅の賃借料等	9,010,757		8,645,700	365,057	
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金					
その他					
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	789,924,333	47.2%	812,082,570	△ 22,158,237	
分母 ⑭=⑮-⑯	326,512,575		331,359,346	△ 4,846,771	
⑮ 標準財政規模	401,253,394		406,526,998	△ 5,273,604	
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	74,740,819		75,167,652	△ 426,833	
将来負担比率 ①/⑭	229.4%		(224.6%)		

(2) 平成28年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された平成28年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。				
審査の結果	1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。				
	会計名	平成28年度	平成27年度	増減	経営健全化基準
	岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県港湾整備事業特別会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県立病院等事業会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県電気事業会計	— %	— %	— %	20.0%
	岩手県工業用水道事業会計	— %	— %	— %	20.0%
2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。					

(参考)

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。  
平成28年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しない。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額＝流動負債等＋算入地方債の現在高－流動資産等（－解消可能資金不足額）

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業

(法非適用企業) 《非宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等（－解消可能資金不足額）

対象公営企業：流域下水道事業

《宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額（－解消可能資金不足額）

ただし、歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額＋地方債残高＞0のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高：建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（本県には該当なし）

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会計名	① 資金不足額	② 事業規模	資金不足比率①/②	平成27年度	増減
流域下水道事業	(△860,313)	4,053,674	(△21.2)	(△15.8)	(△5.4)
港湾整備事業	(△1,955,834)	276,708	(△706.8)	(△800.2)	(93.4)
病院事業	(△13,368,931)	87,898,767	(△15.2)	(△19.1)	(3.9)
電気事業	(△12,497,648)	4,870,681	(△256.5)	(△330.7)	(74.2)
工業用水道事業	(△421,666)	835,034	(△50.4)	(△47.3)	(△3.1)

※資金不足額がないので「－」表示となる

## 10 監査の組織体制

### (1) 監査委員

区分	氏名	任期
議会選出 委員	非常勤 たかほし 高橋 はじめ 元	平成27年9月24日 ~ 平成29年10月1日
	非常勤 さが いちろう 嵯峨 壱朗	平成27年9月24日 ~ 平成29年10月1日
	非常勤 おの きょう 小野 共	平成29年10月2日 ~
	非常勤 ちば つとう 千葉 伝	平成29年10月2日 ~
識見委員	常勤 よしだ まさし 吉田 政司	平成26年4月1日 ~ 平成30年3月31日
	非常勤 くどう ようこ 工藤 洋子	平成26年4月1日 ~ 平成30年3月31日

### (2) 監査委員事務局組織

